

第3次 伊勢市総合計画

中期基本計画

市の花 ジンゲウツツシ

市の木 オヤネザクラ

市の鳥 イソヒヨドリ

本市は、伊勢志摩国立公園の玄関口として、清流宮川などの豊かな自然に恵まれるとともに、歴史や文化に富んだ名所・史跡も多く、魅力ある地域資源にあふれたまちです。また、「お伊勢さん」、「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれる伊勢神宮が2,000年以上前から御鎮座するまちで、江戸時代から、大勢の人々が交流するまちとして栄えてまいりました。「お伊勢まいり」に訪れる人々との交流や20年に一度の神宮式年遷宮に向けた奉獻行事を通じて、伊勢のまちと人々には「おもてなしの心」や「常若の精神」が継承されてきました。

一方で、令和2年からの新型コロナウイルス感染症による社会環境や生活様式、価値観の変化により、これまで当たり前であった交流の機会が減少し、様々な方面における「つながり」の存続が危ぶまれています。

また、人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの希薄化が進み、地域を支える人材の確保と育成が大きな課題となっています。

本市では、市民の皆様と共有するまちづくりの行動指針として、平成30年度に第3次伊勢市総合計画を策定しました。その基本構想においては、3つのまちづくりの基本理念を据えるとともに、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を本市が目指すまちの将来像に掲げ、取組を進めてまいりました。

この度策定しました中期基本計画においては、前期基本計画から引き続き、「子どもたちの笑顔があふれ（笑子）、幸せに年齢を重ねられる（幸齢）まちづくり～笑子・幸齢化のまちづくり～」を取組方針といたしました。この取組方針のもと、各政策分野の施策および政策分野の枠を越えた取り組みを進め、これまで本市が継承してきた「つながり」を次代に繋げていくとともに、新しい時代にふさわしい「つながり」の形成に努めてまいります。

市民の皆様におかれましては、より一層の市政運営への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました伊勢市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和4年7月

伊勢市長 鈴木 健一



目次

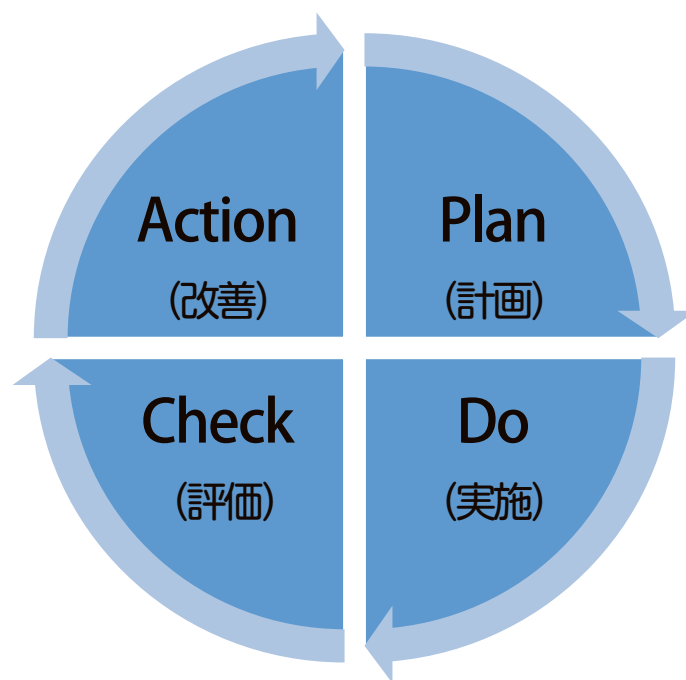
1	基本的事項	1
	(1) 中期基本計画策定の趣旨	
	(2) 総合計画の構成と期間	
	(3) 中期基本計画の進行	
	(4) 中期基本計画の構成	
2	取組方針	5
3	分野横断課題	7
4	分野別計画	13
	分野1 自治・人権・文化	19
	分野2 教育	23
	分野3 環境	27
	分野4 医療・健康・福祉	31
	分野5 防災・防犯・消防	35
	分野6 産業・経済	39
	分野7 都市基盤	43
	分野8 市役所運営	49
5	指標	51
	①モニタリング指標	52
	②各分野における目標指標	53
6	各分野に関連する主な下位計画一覧	59
	《資料》	69
	資料1 第3次伊勢市総合計画基本構想	70
	資料2 策定の経過	72
	資料3 関係例規	75

1 基本的事項

(3) 中期基本計画の進行

本計画に掲げた各施策の方向性に基づき、事業や取り組みを推進します。

また、毎年度、各施策における課題解決の状況や社会環境等の変化、事業や取り組みの進捗や効果等の整理・評価を行うことで、最適な事業の立案や見直し等を図りながら、計画を推進します。



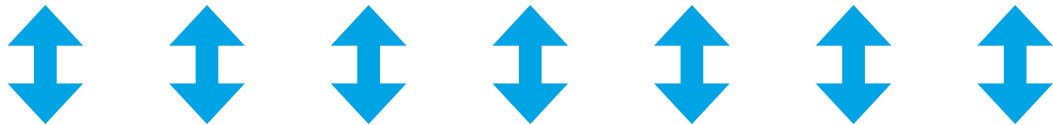
(4) 中期基本計画の構成

取組方針

子どもたちの笑顔があふれ（笑子）、幸せに年齢を重ねられる（幸齢）まちづくり
 ～笑子・幸齢化のまちづくり～

分野横断課題

- ①人口減少・少子化への対応
- ②超高齢社会への対応
- ③新しい地域のつながりづくり
- ④ダイバーシティ社会の実現
- ⑤デジタル技術の活用
- ⑥脱炭素社会の実現
- ⑦自然災害への備え
- ⑧「伊勢らしさ」の継承・魅力発信
- SDGsの推進
- 新型コロナウイルス感染症で変わる社会、新しい価値観への対応



分野別計画

分野1 自治・ 人権・文化	分野2 教育	分野3 環境	分野4 医療・ 健康・福祉	分野5 防災・ 防犯・消防	分野6 産業・経済	分野7 都市基盤
市民が自分たちのまちのことを考え、 行動できるまち	郷土を愛し、夢と意欲を持ち 未来を切り拓く人づくりのまち	豊かな環境を将来につなぐまち	誰もが住み慣れた地域で いきいきと暮らし続けられるまち	みんなで築く安心して暮らせるまち	産業活動が活発で 活力と賑わいにあふれるまち	誰もが安心して 快適に暮らせる魅力あるまち
分野8 市役所運営						
市民から信頼される市役所						

2 取組方針

前期基本計画に引き続き、各分野の目指す姿の実現に向けて、8つの政策分野のそれぞれの取り組みを進めるとともに、分野横断課題をはじめとした政策分野を越えた連携により、子どもたちの笑顔があふれ、お年寄りが幸せな老後を暮らせるまちづくりを進めます。

取組方針

子どもたちの笑顔があふれ（笑子）、幸せに年齢を重ねられる（幸齢）まちづくり
～笑子・幸齢化のまちづくり～

3 分野横断課題

①人口減少・少子化への対応

【現況・課題】

本市の婚姻数・出生数は減少傾向にあります。また、人口の推移においては、転出者が転入者を上回る転出超過がみられ、人口流出が続いています。特に若い世代においては、3大都市圏等県外への転出が顕著です。

若い世代が伊勢に住みたい・住み続けたいと思うまちづくりを進めるため、暮らしやすい生活圏をつくりながら、結婚・出産・子育ての希望がかなえられる環境の整備や地元志向に応えるための働く場所の確保が必要です。

【取組方針】

中心市街地の活性化や交通ネットワークの形成等によるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、圏域市町と連携を図りながら、暮らしの魅力を創出します。また、積極的な情報発信を行い、移住・定住の促進を図ります。

結婚・出産・子育てを後押しするため、出会い・結婚の支援をはじめとして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を進めます。特に、仕事と子育てを両立できる環境整備のため、多様な保育サービスの充実や放課後児童対策等を進めます。

また、安定した雇用を確保するため、市内企業の流出防止や企業の誘致、創業及び事業継続の支援等を官民一体となって進めます。

②超高齢社会への対応

【現況・課題】

本市の高齢化率は上昇の一途をたどり、令和7年には3人に1人、令和22年には5人に2人が65歳以上になり、後期高齢者数も増加することが推計されています。

また、認知症や要介護者、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加し、医療や介護、生活支援の需要がさらに高まることが予測されるとともに、社会保障費の増大も懸念されています。

高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健康で自立的な生活を保持しながら、生きがいをもって暮らせる環境づくりが必要です。また、超高齢社会を迎えた中で、持続可能な地域運営や福祉サービスの提供体制づくりが必要です。

【取組方針】

健康づくりと介護予防を推進するとともに、介護が必要となった場合のサービス基盤の充実に取り組みます。

高齢者がセカンドライフを楽しむと同時に、社会活動の一端を担うことで生きがいをもち、自分らしく暮らし続けられるよう、地域活動への参画や就業の機会の提供を図り、高齢者自身が担い手となり、高齢者同士が支え合う仕組みづくり等を進めます。

また、地域全体で高齢者を支えるため、市民活動や地域と連携しながら、包括的な支援・サービス提供体制を構築する「地域包括ケアシステム」を強化します。

③新しい地域のつながりづくり

【現況・課題】

市民の暮らしやまちづくりは、自治会やまちづくり協議会、NPOやボランティア、民生委員や消防団などによる見守りや支えあい活動、福祉や活性化に係る事業、草刈などの地域管理業務等、地域住民の多様な活動により支えられています。

しかし、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化や価値観が多様化する中、市民や地域のニーズは増大・細分化しており、また、地域のつながりの希薄化や活動者の高齢化や担い手不足が問題となっています。

他方、災害支援等の個人ボランティア活動や企業による社会貢献活動の活発化、デジタル活用によるネットワーク形成や遠隔地からのサービス提供など、新しい動きもみられます。

このことから、次代を担う地域活動人材の育成や、地域のつながりの再生・強化、時代に合った活動内容・形態への転換等を進めることが求められています。

【取組方針】

地域やNPO、ボランティア団体等との連携・調整を図りながら、現在、地域活動の主力を担っていただいている方へのサポート、若者・女性・子育て世帯等への情報発信や参加機会を充実させるなどの市民活動への関心の醸成と参画につなげる取り組み、世代間の交流を通じた郷土愛を育むための地域の活動・文化等を継承する取り組み、地域におけるコミュニケーション機能や地域・NPO・企業等の連携を強化するための取り組みを促進します。

また、デジタル活用等による多様な参画機会の創出や効率的な運営・事業実施等を促進します。

④ダイバーシティ社会の実現

【現況・課題】

2015（平成27）年に国連サミットにおいて採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標であるSDGsにおいては、全体の理念として「誰一人取り残さない」が掲げられています。

また、国において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、ダイバーシティの推進に関連する法律が整備されるとともに、三重県においても、「ダイバーシティみえ推進方針」をもとに取り組みが展開されており、ダイバーシティ社会の実現に向けた機運は高まっています。

性別や年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが個性や能力を発揮でき、暮らしやすい社会を形成するため、意識・行動・仕組みを変えることが必要です。

【取組方針】

一人ひとりの違いを知り、意識を変えるきっかけとして、研修等による啓発や人権教育を実施します。

また、多様性を尊重し、互いに支え合う社会を形成するため、学びやスポーツ・文化活動、地域活動等のさまざまな場面において、多様な人々が交流・連携する機会を提供するとともに、多様性を踏まえた仕組みづくり・まちづくりを進めます。

これらの取り組みについて、当事者の想いや声を聴きながら、行政、企業、学校、地域、家庭等が連携して進めます。

⑤ デジタル技術の活用

【現況・課題】

デジタル技術の急速な進歩や、多様・大量なデータ流通の進展に伴い、国は誰もがデジタル技術やデータによる恩恵を受けられる社会の形成を推進しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるニーズの多様化やデジタル庁の設置等を受け、社会全体でデジタル化の動きは加速しています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症によりデジタル化の遅れが顕在化したことに加え、人口減少や少子高齢化の進行に伴う人的資源の不足等、さまざまな課題を抱えています。限られた資源で、市民サービスの向上や効率的な組織運営、地域課題の解決に取り組むには、地域全体でのデジタル化を推進する必要があります。

【取組方針】

デジタルの活用による暮らしやすいまちづくりを進めるため、行政においては、市民目線での利便性向上やデジタルデバインドへの配慮、デジタル技術を活用した行政サービスの提供やデジタル環境の整備、内部事務のデジタル化、デジタルを活用できる職員の育成等に取り組むと同時に、地域においても、産官学民が連携して教育・福祉・産業分野等における地域課題の解決等に取り組み、地域全体でのスマートシティ化を進めていきます。

⑥ 脱炭素社会の実現

【現況・課題】

近年、地球温暖化により、海面水位の上昇や豪雨災害の頻発、異常高温など気候危機が顕在化しています。2015（平成27）年に「パリ協定」が採択され、世界各国が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出す中、日本でも2020（令和2）年、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。

このような状況を踏まえ、温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化による気候変動を抑制する「緩和」に加え、気候変動が原因となって引き起こされる自然災害や異常高温、農林水産業への被害等の影響に対する「適応」への取り組みが求められています。

【取組方針】

温室効果ガスの排出削減に向けては、再生可能エネルギーや次世代自動車の導入促進、省エネルギー・省資源型のライフスタイルと事業活動への転換促進などを進めます。また、二酸化炭素の吸収源となり、水源かん養や土砂流出防備、生物多様性保全等の多面的な機能を有する森林・農地等の適正管理・保全を進めます。

気候変動への適応策では、自然災害対策として河川・排水施設整備等のハード対策とともに、ソフト対策として住民の防災意識の向上を図る取り組みの推進、また、熱中症対策等の健康被害防止の取り組みの推進により、安全・安心のまちづくりを進めます。

⑦自然災害への備え

【現況・課題】

発生が危惧される南海トラフ地震、近年多発する局地的な豪雨等の自然災害に対応するためには、総合的な取り組みが必要です。

個人や家庭で災害から身を守る「自助」、隣近所や自治会等の地域の助け合いやNPO、企業、ボランティア等の「共助」、公的機関による「公助」が連携し、地震・津波、風水害等への備え、市民一人ひとりの防災意識の向上、地域における協力体制の構築、被害を最小限に抑える施設整備など、ソフト・ハード両面における対策を進める必要があります。

また、発災後の早期復旧復興を可能とするために、大きな災害が起こることを前提とした事前防災を考慮したまちづくりや土地の境界を復元可能とする地籍調査等の取り組みを進める必要があります。

【取組方針】

自治会や自主防災隊等をはじめとした地域の防災力の向上、学校等における防災教育等の啓発と育成、要配慮者を対象に医療機関や介護・高齢者施設等との連携による福祉分野の避難体制の整備、観光客等の帰宅困難者対策や事業者における業務継続計画の策定、備蓄物資や避難施設の環境整備、緊急輸送道路や河川改修、雨水排水対策等の都市基盤の整備など、庁内の各部署それぞれの担当分野において、関係機関等との連携を図りながら、必要な対策を推進します。

⑧「伊勢らしさ」の継承・魅力発信

【現況・課題】

本市は、伊勢志摩国立公園の玄関口に位置し、恵まれた自然とともに、古くから「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた神宮を擁し、神宮とともに歴史を刻んできた町並みや民俗行事、風習なども息づいています。これらの「伊勢のまち」の個性が、市民の誇りであるとともに、訪れる人をひきつける求心力となり、訪れる人との交流を育ませ、まちに活力を与えてきました。

少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化などが進む現代においても、まちのアイデンティティを守り続け、「住み続けたいまち」「訪れたいまち」であり続けることが求められています。

一方、本市を含む全国の自治体が、人口減少を食い止め、まちの機能を維持しようと、行政サービスの質を当該地域の魅力につなげる取り組みを繰り広げています。今後は、そうした独自性、優位性のある情報を市内外に向け発信し、魅力を届けることが非常に重要です。

【取組方針】

令和8年度に予定される「お木曳行事」など、有形・無形の歴史的・文化的資産の保存・継承や地域・学校などにおける郷土教育を進めるとともに、「おもてなしの心」のさらなる醸成や、さまざまな人たちに対応した受入環境の整備を進めます。

また、市民にまちへの誇りと愛着の高まり・広がりをもたらす、市外の人には伊勢への関心・愛着・憧れをもたらすような、独自性・優位性のある伊勢のまちの情報を積極的に発信します。

SDGsの推進

【現況・課題】

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された、2030（令和12）年を期限とする国際社会全体の17の開発目標（ゴール）です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

さまざまな取り組みにおいて、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映することにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化、取り組みの一層の充実・深化を図ることが求められています。

【取組方針】

SDGsの理念に沿った持続可能なまちづくりを進めるため、17のゴール達成に向けて、各分野において各施策にSDGsの要素を的確に反映し、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取り組みを推進します。



新型コロナウイルス感染症で変わる社会、新しい価値観への対応

【現況・課題】

令和2年、世界がその猛威に直面した新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染が拡大し、緊急事態宣言の発出をはじめとして全国的な外出自粛の要請や小中学校の臨時休業、緊急経済対策実施など社会全体に大きな影響を及ぼしました。本市においても、基幹産業である観光業を中心に地域経済に甚大な影響を受けるとともに、市民生活においても経済的な影響をはじめとして意識や価値観・行動等に大きな変化をもたらしました。

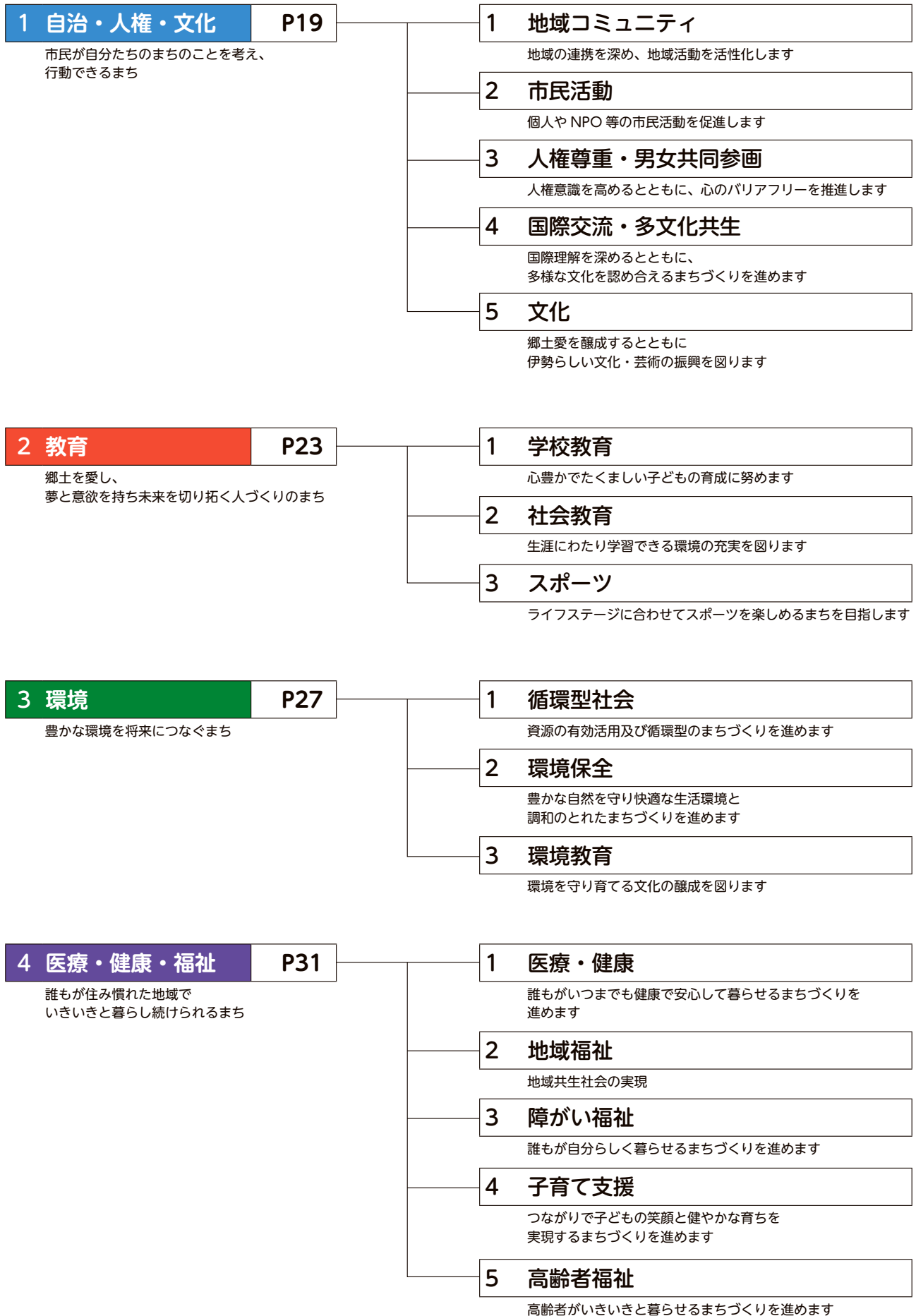
新型コロナウイルスとの共存を余儀なくされる「with コロナ」の時代のなか、デジタル活用の加速化やライフスタイル・価値観の変化などの時代の変化に即した柔軟な対応が必要です。また、疲弊した地域経済の再構築を進めることが必要です。

【取組方針】

「寄り添い・届ける・迅速に」を対策方針とし、国・県、周辺市町等との連携を図りながら、最も市民に近い自治体として、引き続き感染防止対策・生活支援・経済対策に取り組めます。

4 分野別計画

分野別計画体系図（8分野－34施策）



5 防災・防犯・消防

P35

みんなで築く安心して暮らせるまち

1 防災・減災

市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

2 防犯

市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

3 消防・救急

火災などの災害から市民を守る
消防・救急体制の整備を推進します

4 交通安全

交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します

6 産業・経済

P39

産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち

1 農林水産業

地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を振興します

2 商工業

中小企業・小規模事業者の発展を促します

3 観光

多様な主体を受け入れ、賑わいがあふれるまちを目指します

4 就労・雇用

働きたい人が働ける、必要な人材が確保できる
環境づくりを進めます

5 消費者行政

消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

7 都市基盤

P43

誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち

1 土地利用

よりよいまちとしての土地利用を進めます

2 道路・公園

幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保ちます

3 交通

移動しやすい交通環境の整備を推進します

4 河川・排水

河川・排水施設を良好に保ちます

5 住宅

市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

6 水道

安全で安心な水を未来へつなげます

7 下水道

快適な生活環境づくりと
安心して暮らせるまちづくりを推進します

8 市役所運営

P49

市民から信頼される市役所

1 行財政運営

適時・適切に情報発信するとともに、
持続可能な行財政運営を進めます

2 行政組織力

職員のプロ意識を向上させ、
行政全体の組織力強化を推進します

分野別計画の見方

各政策分野において、実現を目指す姿を示しています。

分野 1

自治・人権・文化

目指す姿 市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち

施策 1 地域コミュニティ

推進方針 地域の連携を深め、地域活動を活性化します

関連SDGs



施策に関連するSDGsのゴールを記載しています。

施策の推進方針を記載しています。

市民活動

推進方針 個人やNPO等の市民活動を促進します

関連SDGs



主要課題 ① 地域活動に主体的に参画する機運の向上

主要課題 ② 施策における主要な課題を記載しています。

主要課題 ① 多様な市民活動の促進

主要課題 ② 市民活動への参加促進

施策 3 人権尊重・男女共同参画

推進方針 人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

関連SDGs



主要課題 ① 人権啓発活動への参加促進

主要課題 ② 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

施策 4 国際交流・多文化共生

推進方針 国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます

関連SDGs



主要課題 ① 市民の国際感覚の醸成

主要課題 ② 在住外国人の環境整備

施策 5 文化

推進方針 郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります

関連SDGs



主要課題 ① 文化財（有形・無形）等の保存・活用

主要課題 ② 文化芸術活動への参加のきっかけづくりと後継者の育成

主要課題 ③ 文化施設の整備と利用推進

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

人口減少・少子高齢化、生活様式の変化や価値観の多様化など、地域コミュニティを取り巻く環境が変化中、地域のつながりの希薄化や、地域人材の高齢化・担い手不足が進行しています。

他方、個々の多様な存在が認められ、高まりがみられます。

さまざまな分野や活動を整えることが課題です。

今後、価値観の多様な個々の存在を認め合い、ともに、多様な人材による地域コミュニティづくり・地域文化の継承を促進します。

分野全体の現況・課題・今後4年間の方向性を記載しています。

「やさしい社会」の機運の

個々人を尊重した環境

の世代、人種等を問わず、

シティ社会を目指すこと

施策1 地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域住民が助け合って生活を営む基盤として、非常に大きな役割を担っており、災害時の助け合いや子育て、高齢者の生活介助など、多種多様な活動を行っています。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化が進む中、活動者の高齢化や自治会加入率の低下が進行し、各地域において後継者・担い手不足や活動の停滞が起きつつあります。昨今では、コロナ禍により、地域のつながりの希薄化に拍車をかけています。

このような中、地域活動の活性化するための対策が喫

そのため、地域活動の活性化に若者・女性・子育て世代等が共感し参加のコミュニケーションを積極的に推進する仕組み

施策ごとの現況・課題・今後4年間の方向性を記載しています。

化するための対策が喫

の若者・女性・子育て

世代等が共感し参加

のコミュニケーション

を積極的に推進する

施策2 市民活動

地域の抱える課題に対応しており、NPOやボランティアだけでなく、企業による社会貢献活動も増加し、その態様は多様化しています。

多様な地域課題にきめ細やかに対応するためには、より多くの市民が個々の能力を活かした自分に合った形で活動に取り組み、多種多様な市民活動が展開されることが求められています。

このことから、地域コミュニティや企業との連携を深めながら、市民活動団体の活動状況や参画方法等に関する情報発信、市民が積極的に参画できる環境づくりを行うとともに、市民活動の実態等に応じた活動拡大や維持・継承、立ち上げ等の支援に取り組みます。

対応困難な課題も増加し

ています。また、市民活動にお

いても、企業による社会

貢献活動も増加し、その態

(参考) 分野別計画とSDGsの関連一覧表

分野	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
1 自治・人権・文化	1 地域コミュニティ											●						●
	2 市民活動											●						●
	3 人権尊重・男女共同参画					●					●						●	●
	4 国際交流・多文化共生	●			●						●							
	5 文化				●													
2 教育	1 学校教育				●													
	2 社会教育				●													
	3 スポーツ			●	●													
3 環境	1 循環型社会							●					●	●				●
	2 環境保全						●					●			●	●		
	3 環境教育				●							●	●					●
4 医療・健康・福祉	1 医療・健康	●		●														
	2 地域福祉	●		●														●
	3 障がい福祉			●							●	●						●
	4 子育て支援	●		●	●	●												
	5 高齢者福祉			●							●	●						●
5 防災・防犯・消防	1 防災・減災											●		●				
	2 防犯																●	
	3 消防・救急											●						
	4 交通安全			●								●						
6 産業・経済	1 農林水産業		●												●	●		
	2 商工業								●	●			●					
	3 観光								●			●	●					
	4 就労・雇用								●	●		●						●
	5 消費者行政												●					
7 都市基盤	1 土地利用											●						
	2 道路・公園									●		●						
	3 交通											●						
	4 河川・排水											●		●				
	5 住宅											●						●
	6 水道						●					●						
	7 下水道						●					●						
8 市役所運営	1 行財政運営											●					●	●
	2 行政組織力																●	

分野1

自治・人権・文化

目指す姿 市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち

施策1 地域コミュニティ

推進方針 地域の連携を深め、地域活動を活性化します

関連
SDGs



主要課題
① 地域活動に主体的に参画する機運の向上

主要課題
② 地域活動の仕組み・体制の充実支援

施策2 市民活動

推進方針 個人やNPO等の市民活動を促進します

関連
SDGs



主要課題
① 多様な市民活動の促進

主要課題
② 市民活動への参加促進

施策3 人権尊重・男女共同参画

推進方針 人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

関連
SDGs



主要課題
① 人権啓発活動への参加促進

主要課題
② 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

施策4 国際交流・多文化共生

推進方針 国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます

関連
SDGs



主要課題
① 市民の国際感覚の醸成

主要課題
② 在住外国人の環境整備

施策5 文化

推進方針 郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります

関連
SDGs



主要課題
① 文化財（有形・無形）等の保存・活用

主要課題
② 文化芸術活動への参加のきっかけづくりと後継者の育成

主要課題
③ 文化施設の整備と利用推進

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

人口減少・少子高齢化、生活様式の変化や価値観の多様化など、地域コミュニティを取り巻く環境が変化中、地域のつながりの希薄化や、地域人材の高齢化・担い手不足が進行しています。

他方、個々の多様性は、少しずつ認められてきており、「誰一人取り残さない社会」の機運の高まりがみられます。

さまざまな分野や団体等において、人材の確保・育成や活動の継続、個々人を尊重した環境を整えることが課題となっています。

今後、価値観の多様化や国際化のさらなる進展が見込まれる中、性別や世代、人種等を問わず、個々の存在を認め合い、全ての人々の個性や能力が発揮できるダイバーシティ社会を目指すとともに、多様な人材による地域コミュニティづくり・地域文化の継承を促進します。

施策1 地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域住民が助け合って生活を営む基盤として、非常に大きな役割を担っており、災害時の助け合いや子育て、高齢者の生活介助など、多種多様な活動を行っています。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化が進む中、活動者の高齢化や自治会加入率の低下が進行し、各地域において後継者・担い手不足や活動の停滞が起きつつあります。昨今では、コロナ禍により、これまで対面で行われていた地域活動の機会も減少し、地域のつながりの希薄化に拍車をかけている状況にあります。

このような中、地域を支える人材を確保・育成し、活動を継続・活性化するための対策が喫緊の課題となっています。

そのため、地域活動への認知・理解向上のための情報発信等の強化や、若者・女性・子育て世代等が共感し参加できる活動機会の充実等を促進する取り組みを進めます。また、地域内のコミュニケーション機会の充実やデジタル活用等により、地域の実情に合致した活動を効率的に推進する仕組みづくりを促進します。

施策2 市民活動

地域の抱える課題が多様化する中、行政が行う画一的サービスでは対応困難な課題も増加しており、NPOやボランティア等の市民活動への期待が高まっています。また、市民活動においても、企業による社会貢献としての取り組み、SNSを活用した団体運営やサービス提供など、その態様は多様化しています。

多様な地域課題にきめ細やかに対応するためには、より多くの市民が個々の能力を活かした自分に合った形で活動に取り組み、多種多様な市民活動が展開されることが求められています。

このことから、地域コミュニティや企業との連携を深めながら、市民活動団体の活動状況や参画方法等に関する情報発信、市民が積極的に参画できる環境づくりを行うとともに、市民活動の実態等に応じた活動拡大や維持・継承、立ち上げ等の支援に取り組みます。

施策3 人権尊重・男女共同参画

「偏見」や「差別」など、さまざまな人権問題が依然として存在しています。最近では、感染症に対する誹謗中傷やSNS上でのいじめなどインターネットを悪用した人権侵害もみられます。

その根底には、正しい知識や理解不足、他人に対する思いやりや、いたわりの希薄さがあると思われます。人権課題の解決のためには、一人ひとりが自他を思いやり、個々の多様性を認め合う意識を育むことが大切です。

このことから、事案の発生状況や市民の意識・関心等の把握を行い、市民が参加しやすい啓発活動を推進します。

また、若年層を中心に男女共同参画に対する意識は変わりつつありますが、社会には性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会実現の障害となっています。

そのため、職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場面で、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる環境の形成や仕事と生活が調和したライフスタイルの実現を支援する必要があります。

このことから、次代を担う子どもたちへの教育の推進や広く市民を対象とした啓発・学習機会の充実により、男女共同参画意識の醸成を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、各分野の意思決定過程への女性の参画を推進します。また、事業者と連携して仕事と生活が調和したライフスタイルが実現できる環境づくりに取り組みます。

施策4 国際交流・多文化共生

インターネットの進化や移動手段の発達に伴い、多くの人々が国境を越えた交流を楽しめるようになりました。また、仕事の都合等により、外国で暮らすケースが増える中で、日本に働きにみえる外国人も増加しており、市内に住む外国人の数も年々増加しています。

このような時代の中で、市民が国際社会で活躍できるよう、また、市内に居住する外国人を含む市民が安心・充実した生活ができるよう、市民の国際感覚の醸成、在住外国人の日本理解の促進や暮らしやすい環境整備が求められています。

そのため、外国について気軽に学べる機会を提供するなど、市民が世界に興味を持つきっかけづくりに取り組むとともに、在住外国人が地域で暮らすうえでの必要な情報の提供や地域住民との交流機会を創出するなど、多文化共生社会の実現に取り組みます。



地域の見守り活動



市民活動（車いす de 伊勢神宮参拝プロジェクト）

施策5 文化

歴史的・文化的資産である文化財は、その性質上脆弱ぜいじやくなものが多いことから、これらを現在に活かし、未来に伝えていくため、必要な調査・修理・整備を行います。また、指定・登録を進める等、適切に保存するとともに、その価値を広く情報発信します。伝統芸能では、近年、後継者不足等により活動の継続を困難と感じる保存継承団体もあることから、未来へ確実に継承できるよう、経済的な支援のほか、記録作成、保存・公開等、団体に寄り添った支援を行います。これら文化財を次世代へ継承するためには、文化財の価値に対する市民の理解が不可欠です。理解を得るための有効な政策を、まちづくりや観光、学校教育等の他分野とも適切に連携をし、総合的に進めていきます。

文化芸術活動は多くの恩恵をもたらし、心豊かな市民生活の形成に寄与するものですが、その参加者は限定的であるため、より多くの市民に関心や興味をもってもらえるよう、市民ニーズを念頭に置いた公演や行事等の機会を提供します。また、多くの活動団体に後継者の確保・育成が課題となっているため、将来の活動の担い手となる子どもに対して、文化芸術に接する機会を拡充します。

博物館施設においては、来館者数が横ばいか減少傾向にあるため、市民や観光客に利用してもらえるよう、関心の高い企画展を催して情報発信に努める等、利用促進につながる取り組みを行います。また、本市の歴史を総合的に紹介する郷土資料館の整備を進めます。



伊勢市民芸能祭（洋舞）



そうち かんこおどり
佐八の羯鼓踊

分野2

教育

目指す姿 郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりのまち

施策1 学校教育

推進方針 心豊かでたくましい
子どもの育成に努めます



主要課題
① 確かな学力と社会を形成する力の育成

主要課題
② 豊かな心の育成

主要課題
③ 安全で安心な教育環境づくり

施策2 社会教育

推進方針 生涯にわたり学習できる
環境の充実を図ります

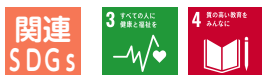


主要課題
① 学習機会と学習環境の充実

主要課題
② 地域・家庭の教育力の向上

施策3 スポーツ

推進方針 ライフステージに合わせてスポーツを
楽しめるまちを目指します



主要課題
① スポーツ活動の充実

主要課題
② スポーツ関係団体の連携・強化

主要課題
③ スポーツ施設の利便性の向上

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

少子高齢化、超スマート社会（Society5.0）や人生100年時代の到来想定、持続可能な開発目標（SDGs）の採択、成年年齢の引き下げなど、教育を取り巻く状況が大きく変化し続けています。

このことから、少子高齢化に対応した教育環境の整備やICT機器の活用、生涯学習のより一層の推進、誰一人取り残さない教育の推進、新しい時代の大人の育成などが求められています。

そのため、学校においては全ての子どもたちの個性を尊重しながら、学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、安心して意欲を持って打ち込むことができるような学習環境を整えます。

また、生涯にわたって学べる環境づくりや、持続可能な社会の実現に向け、学習の成果を発揮し活躍できる機会づくり及びスポーツに親しむことができる環境づくり等を推進します。

施策1 学校教育

将来予測が困難な時代にあり、教育ニーズも多様化する中、主体的に判断し行動する「自立」の力と、他者の存在や個性を大切に思いやりや協調性、コミュニケーション能力等の「共生」の力の育成が求められています。

このような中、本市では変化を前向きに受け止め、他者と共に支え合いながら、自らの夢や志を持って可能性に挑戦し、未来を切り拓こうとする「心豊かでたくましい子ども」の育成を目指します。

そのために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を一体的に・調和的に育む教育を推進するとともに、それを実現できる安全で安心な教育環境を整備し、子どもたちの学校生活の満足度を高めます。

1人1台タブレット端末などICT機器の活用や授業改善を行いながら、個別最適な学びと協働的な学びを推進するとともに、体験学習を通して豊かな心を育み、食育や健康教育、体力の向上の取り組みを通してたくましく健やかに生きていくための身体の育成を図ります。また、一人ひとりに応じた支援や、いじめや不登校を生まない学習環境の整備とともに、家庭・地域・学校が連携・協働して防災教育に取り組みます。

ピーク時の50%以下である児童生徒数の減少がみられる中、子どもたちにとってより望ましい教育環境となるよう小中学校の適正規模化・適正配置に取り組みます。

施策2 社会教育

人生100年時代を見据え、一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会を実現するため、全ての人が生涯にわたり、主体的に学び続けることのできる環境づくりが重要です。特に、学びを通じた住民相互のつながりを深めることで、地域の課題に向き合いながら暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた「地域課題解決のための学び」の推進が求められています。

しかし、既存の学習講座への参加者は減少傾向にあり、また、家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加や地縁による団体が担っていた教育力の低下も指摘されています。

このため、魅力ある講座の開催等の学習機会の充実や ICT 等も活用した学習環境の充実、主体的な学びを支えるための図書館の整備、また、家庭教育をテーマにした講座の開催や地縁団体等との連携による地域学習機会の創出等に取り組みます。

施策3 スポーツ

本市における週1回以上のスポーツ実施率は令和3年度で46.6%であり、国の56.4%、県の50.5%の実施率より低い状況にあります。

そのため、日頃からスポーツ（運動）に関心を持ち、生活の一部として定着するよう関係団体とも連携して、スポーツ活動の充実を図る必要があります。また、これらの活動の基盤となるスポーツ施設については、安全で快適に利用できるよう利便性の向上が求められています。

そこで、本市では「ライフステージに合わせてスポーツを楽しめるまち」を目標に掲げ、スポーツ推進委員やスポーツ関係団体等と連携し、だれもが気軽にスポーツに参加できる機会やスポーツに親しむきっかけづくりに取り組みます。特に地域スポーツの核となる総合型地域スポーツクラブの育成・強化を図り、身近なところでより参加しやすい環境づくりに努めます。

また、施設面では、利用状況や市民ニーズの把握に努め、スポーツ活動の充実や利用団体の活動を支える環境を整備します。



タブレット端末を使用した学習



伊勢市民ダンス & 体操フェスティバル

分野3

環境

目指す姿 豊かな環境を将来につなぐまち

施策1 循環型社会

推進方針 資源の有効活用及び循環型のまちづくりを進めます



主要課題
① 温室効果ガスの排出削減

主要課題
② 3Rの推進

施策2 環境保全

推進方針 豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます



主要課題
① 自然環境・公益的機能の保全

主要課題
② 快適で美しい住環境の保全

施策3 環境教育

推進方針 環境を守り育てる文化の醸成を図ります



主要課題
① 環境教育・環境学習の充実

主要課題
② 環境保全活動の促進

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

本市には、市域面積の約4分の1を占める神宮林をはじめ緑豊かな山林があり、日本有数の水質を誇る宮川や五十鈴川、穏やかな伊勢湾が広がるなど、豊かな自然に恵まれています。一方、地球温暖化により豪雨の頻発など気候危機が顕在化するとともに、大量生産・大量消費・使い捨て型の経済活動・日常生活が環境に悪影響を及ぼしています。

本市の美しい自然を守り、活かしながら、自然と調和したまちづくりを進めるとともに、資源やエネルギーを大切に作る持続可能な循環型社会づくりが求められています。

「環境」は、市民生活や事業活動と密接に関わるものであり、家庭や事業所、地域における取り組みを広く呼びかけ、環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換を促していきます。

施策1 循環型社会

地球温暖化により豪雨の頻発や異常高温など気候危機が顕在化するとともに、大量生産・大量消費型の社会構造により天然資源の枯渇や廃棄物処理に伴う環境の悪化が危惧されています。

温室効果ガスの排出の少ない環境にやさしい社会と、限られた資源・エネルギーを大切にする循環型社会を目指さなければなりません。また、今後、ごみ処理施設の更新が予定されていることから、さらなるごみの排出抑制や減量化が求められています。

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進や、電気自動車等の普及促進、省エネルギー・省資源型のライフスタイル・事業活動への転換等を進めます。また、ごみの排出抑制・減量化のため、“MOTTA I N A I（もったいない）推進事業”により、食品ロスの削減、雑がみの再資源化、生ごみの水切りの推進、未利用資源の資源化等を進めます。

施策2 環境保全

本市は、緑豊かな山々や清流・宮川などの恵まれた自然環境を有する一方、市内の中心を流れる勢田川は、県内で最も汚れが目立つ水質となっています。勢田川の水質汚濁の主な原因が生活排水であることから、家庭における生活排水対策に取り組むことが必要不可欠であり、下水道整備や合併処理浄化槽の設置促進と合わせ、生活排水対策に係る啓発活動や勢田川七夕大そうじ等の取り組みを行い、市民意識の向上を図ります。また、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全等の公益的機能を有する森林・農地等の自然環境保全を進めます。

近年、空き地・空き家における雑草の繁茂や、墓地管理の問題、犬猫等のペット飼育マナー、公害・不法投棄・路上喫煙等による環境への悪影響についての相談が多く寄せられており、それぞれの状況に応じた対応を進め、快適な住環境を目指します。

施策3 環境教育

今日の環境問題は、地球温暖化、海洋プラスチックごみ、森林破壊、希少生物の絶滅など、さまざまな問題が浮上し、深刻さを増しています。

持続可能な社会づくりを実現するためには、一人ひとりに環境を守る意識が定着し、自らが考え行動できるような、環境文化の根づいたまちを目指すことが重要です。

幼少期における教育や実践体験が、将来にわたる環境意識の形成に重要な役割を果たすことから、事業者・大学等との連携による小学校等での環境教育や、雑がみ分別チャレンジ等の体験プログラムの充実を図り、生涯を通じて環境に配慮した行動を実践できる人材を育成します。

また、環境フェアや出前講座等を通じてあらゆる世代における環境意識の向上を図るとともに、地域・事業者等と連携して環境保全活動を進め、身近な環境改善の取り組みを広げていきます。



勢田川セタ大そうじ



環境教育

分野4

医療・健康・福祉

目指す姿 誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち

施策1 医療・健康

推進方針 誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

関連SDGs



主要課題
① 主体的な健康づくりの推進

主要課題
② 妊娠期から子育て期への切れ目ない支援の充実

主要課題
③ 地域医療体制の整備

施策2 地域福祉

推進方針 地域共生社会の実現

関連SDGs



主要課題
① みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

主要課題
② みんなが参加できる共生の場づくり

主要課題
③ 地域でつながるひとづくり

施策3 障がい福祉

推進方針 誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

関連SDGs



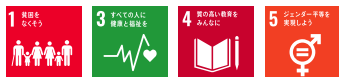
主要課題
① 日常の自立した暮らしへの支援

主要課題
② ひとにやさしいまちづくりの推進

施策4 子育て支援

推進方針 つながりで子どもの笑顔と健やかな育ちを実現するまちづくりを進めます

関連SDGs



主要課題
① 乳幼児期の支援

主要課題
② 学童期の支援

主要課題
③ 妊娠期から思春期を通しての支援

施策5 高齢者福祉

推進方針 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

関連SDGs



主要課題
① 地域包括ケアシステムの強化

主要課題
② 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり

主要課題
③ 安心して住み続けられる地域づくり

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

本市においては、人口減少、少子高齢化が進む中、地域社会のつながりが希薄化し、健康や生活にさまざまな課題を抱えた世帯が増加しています。このような中、市民の健康と生活を守っていくため、地域医療の充実や健康増進への取り組み、妊娠・出産、子育てから高齢期まで包括的な相談・支援体制の整備が重要となります。

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられる地域社会の実現に向け、医療、福祉の専門職だけでなく、地域社会が一体となり支え合う体制づくりを進めます。

施策1 医療・健康

本市の平均寿命、健康寿命は延伸の傾向にありますが、健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを下回っています。いつまでも心身ともに健康的で自立した期間を延ばすため、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。ライフステージに応じた健康づくりへの支援や知識の普及啓発を行うとともに、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

母子保健においては、核家族化やライフスタイルの多様化により妊娠や子育てに不安を感じる人が増加しています。妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を実施するため、各種母子保健サービスの充実を図るとともに、母子健康手帳交付時のサポートプラン作成など、一人ひとりに応じた支援を実施します。

高齢化や人口減少といった社会構造の変化や感染症のまん延などにより、医療を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。それらの環境の変化に対応しながら地域医療体制を確保するため、関係機関や近隣市町と連携を図り、適正な受診の啓発や救急医療体制の維持確保、不採算医療分野への支援等に取り組めます。また、市立伊勢総合病院については、市民の健康増進と生活の質の向上を目指し、地域の中核病院としての役割を果たしていきます。

施策2 地域福祉

人口減少、少子化、高齢化、核家族化の進展、価値観や生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域社会での結びつきが希薄となってきています。ひきこもり、生活困窮など社会から孤立し、SOSの声を上げられないケースや、「制度の狭間」に陥っているケースが増加しています。

行政や福祉関係者だけでなく、住民や地域、ボランティア、民間事業者など、幅広い支援の仕組みが必要です。制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超え、誰もが役割を持ち、地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域の皆が活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な支援が届けられる環境づくりのため、総合相談支援体制を充実させるとともに、住民が身近な地域で気軽に相談できる体制の整備等を進めます。

全ての人が地域の構成員として社会に参加できるよう、地域全体で居場所づくり・支え合う体制づくりを進めます。また、地域において、支える側、支えられる側を固定することなく、

積極的に地域づくりに関われる人、つながる機能を確保するため、地域を支える人材やグループの育成・支援を進めます。

施策3 障がい福祉

障害者の権利に関する条約の批准に向けた法整備など、近年、障がいのある人に関する法律や制度が大きく変化する中で、障がいのある人が地域で主体的に生活するためには、行政だけではなく、市民・事業者等、地域の理解と協力が重要となってきました。また、障がいの重度化や高齢化の進展等により、障がい福祉のニーズはますます複雑化・多様化しています。

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を送るため、日常的な生活支援サービスの充実や緊急時・「親なき後」等の尽きない不安を解消する仕組みの整備が求められています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく互いを尊重し合う共生社会の実現のため、障がいに対する正しい知識の普及や、配慮が必要なことへの理解を深める取り組みが必要です。

障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、相談機能、緊急対応機能などの地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。また、共生社会の理念の普及のため、啓発や情報発信を行うとともに、人権教育・福祉教育を進めます。

施策4 子育て支援

少子化が進む一方で、核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、児童虐待に関する相談や子育てに悩みや不安を抱える保護者は増加しています。

未来の担い手である子どもを生み育てやすい環境を整えるため、行政や学校、地域コミュニティをはじめ、地域社会全体で子どもの成長を見守りながら、妊娠期から思春期まで、年齢・ライフステージに応じた子育て支援サービスや相談支援体制の充実を図ることが必要です。

多様な保育サービスの充実や地域の子育て支援体制強化等の乳幼児期支援、放課後児童対策等の学童期支援、こども医療費助成制度や児童虐待防止への支援、児童発達支援体制の充実等の妊娠期から思春期を通じた支援を行い、地域全体で切れ目のない支援に取り組みます。



福祉生活相談センター



子育て支援の取り組み

施策5 高齢者福祉

令和7年には、高齢化率は33%、市民の3人に1人が高齢者となり、要介護認定者数も増加することが見込まれます。また、核家族化が進み、地域コミュニティも脆弱化していることから、家庭や地域で高齢者を支えることが困難となってきました。

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・認知症対策・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の強化が求められていることから、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療と介護の連携強化等を進めます。

高齢者が介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるよう、生きがい・健康づくり、介護予防として、老人クラブ等の活動支援や就労・ボランティア活動等の社会参加の促進、生活習慣病予防に関する啓発等を行います。

また、高齢者が安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者に優しい環境づくりや地域における支え合いの仕組みづくりの促進のため、バリアフリーのまちづくりや災害時・緊急時の支え合い体制づくり等を進めます。



認知症サポーター養成講座



通いの場

分野5

防災・防犯・消防

目指す姿 みんなで築く安心して暮らせるまち

施策1 防災・減災

推進方針 市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

関連
SDGs



主要課題
① 地域防災力の向上

主要課題
② 避難体制の強化

主要課題
③ 避難所等の環境整備

施策2 防犯

推進方針 市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

関連
SDGs



主要課題
① 防犯意識の醸成

主要課題
② 地域防犯体制の充実

主要課題
③ 防犯環境の整備

施策3 消防・救急

推進方針 火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します

関連
SDGs



主要課題
① 消防体制の充実

主要課題
② 救急体制の充実

主要課題
③ 火災予防対策の推進

施策4 交通安全

推進方針 交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します

関連
SDGs



主要課題
① 教育活動の推進

主要課題
② 広報・啓発活動の推進

主要課題
③ 交通安全ボランティアの育成

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震や、気候変動による台風の大型化、局地的豪雨の増加などによる自然災害の脅威や、新型コロナウイルスなどの感染症のまん延、各種犯罪の発生、火災や救急、交通事故など市民の不安は高まっています。

不安の解消のためには、正確な情報の提供や市民一人ひとりの意識の向上、地域での支え合いの体制づくりが必要であり、継続した啓発活動等による意識向上、地域の活動体制の強化や活動の充実を図ることにより安全・安心なまちづくりを進めます。

施策1 防災・減災

南海トラフ地震や風水害などの自然災害から「命を守る」ためには行政等による「公助」以外に、個人で災害に備える「自助」、地域における「共助」が重要です。

現在、多くの地域において、過去の災害を教訓に自治会を中心とした自主防災組織の結成やまちづくり協議会での防災への取り組みが進められていますが、地域によっては災害リスクの違いから、防災意識の格差が生じています。また、隊員の高齢化や次世代の担い手不足、地域コミュニティの希薄化も進んでおり、人材の確保や育成が課題となっています。

各地域で防災講習会を開催し、備蓄や家具固定、適切な避難行動等の周知・啓発を行うことにより、個人の防災意識・知識の向上を促します。また、市全域において各地域の防災力の向上及び避難体制の強化を図るため、伊勢市防災大学の開催や災害時に地域が重大な役目を担う避難所運営のマニュアル作成及び地区防災計画の策定等に取り組めます。

また、避難所等においては、過去の大規模災害においても避難生活環境の厳しい状況が浮き彫りになったほか、各所から送られてきた支援物資が集積所で滞り、避難者に届かないなど、物資の供給体制に対する課題が明確となりました。

これらを受け、避難生活施設的环境改善として災害用トイレ等の整備を実施するほか、災害時の物資供給に対する課題を整理し、備蓄物資及び支援物資の調達及び供給体制の構築に取り組めます。

施策2 防犯

現在、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの特殊詐欺被害は継続的に発生しています。これらは、市民の高齢化、情報化等の社会環境や生活様式の変化、地域社会における連帯意識の希薄化等が要因と考えられます。

犯罪防止を図るため、自主防犯団体や関係機関と連携し、効果的な広報活動や講習会の開催等、市民の防犯意識を醸成する取り組みを推進します。

地域の防犯体制の中心となっている自主防犯団体においては、会員が高齢化している状況がみられることから、女性や次世代等の担い手確保や人材育成等の体制強化を図りながら、パトロールや啓発等の活動充実を促進します。

また、自治会が設置する防犯灯及び防犯カメラの一部を補助し、犯罪が起こらない環境づくりに取り組めます。

施策3 消防・救急

令和3年中において当消防本部における火災件数は41件で、このうち延焼した建物火災は3件でした。また、救急件数は7,705件、救助件数は78件でした。このほか近年は全国的に局地的な豪雨による災害が多発しており、本市においても起こりうる災害であると考えています。

消防機関は被害を軽減することが目的であり、「消防体制」「救急体制」の充実強化が常時必要であると考えています。災害に迅速、万全に対応していくためには各種資機材の整備、維持に努めるとともに、各種訓練や研修による職員の育成を推進し、消防力の強化を図ります。

市民に対しては、社会復帰を目標とした救命率の向上のため、迅速な119番通報と応急手当の重要性の理解、火災を発生させない予防対策を目的とした啓発を行います。

消防団については、人口減少の中においても、地域住民の理解と協力により高い水準で団員を確保することができています。今後においても入団の促進に努め消防力の充実強化を図ります。

施策4 交通安全

市内の交通人身事故発生件数は減少傾向にあります。交通事故は市民にとって身近な危険であり、関心が高い事柄です。全国的には、交通事故死者における高齢者の割合は5割以上となっており、また、登下校中の子どもを巻き込むなどの痛ましい事故も発生しています。

高齢者や子どもなどの交通弱者を交通事故から守るため、歩行者、自転車利用者、自動車運転者等のそれぞれに適した交通安全教育と広報啓発活動を関係機関・団体と協力して推進していきます。

一方、街頭指導活動等を効果的に実施するためには、民間ボランティア団体の活動と協力が必要不可欠ですが、高齢化に伴い担い手の確保が課題となっております。将来において継続的に活動していくため、人材の確保に努めるとともに、ICTなども活用しながら交通安全の啓発を行い、組織の活性化を進め、交通事故抑止につなげていきます。



防災センターでの消火体験



防犯啓発活動

分野6

産業・経済

目指す姿 産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち

施策1 農林水産業

推進方針 地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を振興します



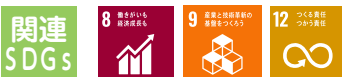
主要課題
① 未来につなぐひとづくり

主要課題
② 地元産物の魅力づくり

主要課題
③ 地域を支える環境整備

施策2 商工業

推進方針 中小企業・小規模事業者の発展を促します



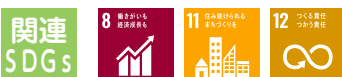
主要課題
① 中小企業の支援

主要課題
② 商店街等の振興

主要課題
③ 創業の支援

施策3 観光

推進方針 多様な主体を受け入れ、賑わいがあふれるまちを目指します



主要課題
① 新たな交流を生み出すための魅力ある地域資源の発掘・磨き上げ

主要課題
② さまざまな人達に届く情報発信

主要課題
③ 満足度を高めるための受入環境・受入基盤整備

施策4 就労・雇用

推進方針 働きたい人が働ける、必要な人材が確保できる環境づくりを進めます



主要課題
① 就労のための知識・資格の取得支援

主要課題
② 企業の雇用機会の確保支援

主要課題
③ 企業立地の促進

施策5 消費者行政

推進方針 消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります



主要課題
① 消費者教育・啓発の推進

主要課題
② 相談体制の維持・強化

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

本市は、神宮が御鎮座する観光都市であり、豊かな自然に恵まれた、伝統と文化を継承し続けてきた歴史のあるまちです。古くから、観光客をおもてなしするため、宿泊や飲食サービスをはじめ、さまざまな業種が観光と関連し栄えてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者等の売上高や観光客数は著しく減少し、地域経済活動や雇用状況は悪化しました。これらの早期回復に向け、デジタル化の進展を踏まえた取り組みなど、市内事業者等の課題解決や経営力の向上を図る支援、豊富な地域資源を活用した観光施策を行うとともに、安定した雇用の創出、担い手への支援を行います。

また、第1次産業においては、就業者人口の減少や施設の老朽化が進んでいることから、安定した経営ができる環境整備を進めていきます。

施策1 農林水産業

本市の農林水産業は、高齢化、所得の低迷、生産資材の高騰による経営の悪化などにより、就業者の減少が続いています。また、農業用排水機場や漁港などの生産基盤となる施設の老朽化が進んでいる状況です。

このような状況の中、農業においては、地域間競争に勝てる農産物の生産や加工・販売を推進するとともに、農地の集積・集約を進めるなど、生産の効率化を図り、多様な担い手の活躍を支援していきます。また、老朽化した排水機場の長寿命化や排水路等の改修を図ることで安定した生産活動ができる基盤整備を進めます。

林業においては、本来の森林の持つ水源のかん養などの多面的機能が発揮できるように、計画的な森林管理を進めるとともに、地域材による公共建築物等の木材利用を促進します。

漁業においては、水産物の安定供給を図るため、漁港や海岸施設の保全対策を進めるとともに、水産資源の確保のために関係団体が実施する、種苗放流への支援を行います。

また、農林水産業における地元産物の魅力を高めるとともに、輸送に伴う環境負荷低減にも寄与することができる地産地消を推進し、関係団体と連携しながら持続可能な農林水産業の振興につなげていきます。

施策2 商工業

市内の中小企業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や時短要請等により売上高が大幅に減少しています。長引くコロナ禍に対応するため、経営の改善・強化への取り組みや新しい生活様式を踏まえた事業活動への転換等を図る必要があります。また、中心市街地の商店街では、伊勢市駅前の再開発や各商店街における賑わいの創出活動により活性化の兆しが広がりつつありますが、いまだかつての賑わいには至っていません。商店街の活性化を図るためには、市民ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを進めるとともに、空き店舗の解消が必要です。

このような状況下において、商工団体、商店街連合会等の関係機関と連携し、中小企業者による自社の課題解決や経営力の向上等を図る事業活動、また、魅力ある商店街づくりや空店舗

対策を支援します。

また、新たな需要や雇用の創出を生み出す創業を促進するため、商工団体や金融機関等の創業支援機関と連携し、創業しやすい環境づくりを推進します。

施策3 観光

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本市の観光客数が減少し、滞在時間、消費単価についても減少したことで、観光消費額は大幅に減少しました。また、コロナ禍の旅行需要として「安全・安心」の価値が大きく高まっており、観光客・住民双方が、安全安心に訪れ、迎え入れるための環境の整備を進めていく必要があります。

このような状況から、新しい生活様式を取り入れながら、滞在時間の延伸や観光目的地等の分散、周遊促進を見据えた魅力ある地域資源の発掘、磨き上げ、旅行商品化等を進めるとともに、重点取組地域に対する観光PR、欧米を中心としたインバウンド誘客、多様な価値観に応じた適時適切な情報発信を行います。また、感染予防対策、バリアフリー観光の推進、多言語対応等の受入基盤の整備を進めます。

施策4 就労・雇用

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、伊勢公共職業安定所管内における令和2年度の平均有効求人倍率は1.07となり、平成29年度から令和元年度の平均値1.66から大きく落ち込みました。一方で、労働力人口が減少する中、新卒者の就職率は比較的堅調に推移しており、企業によっては若者の人材確保に苦慮しています。

今後、さらなる雇用情勢の悪化も懸念され、早期に求職者を就労につなげる取り組みや働く場である市内企業の確保が求められます。また、技術がありながらも知名度が低い中小企業が若者を確保するため、若者に向けてその魅力を伝える取り組みが必要です。

就労・雇用対策については、市、伊勢公共職業安定所、近隣市町、商工団体などの官民が連携し、取り組むことが何よりも重要です。その上で、セミナーなどを通じ求職者の能力向上に資する支援を行うとともに、奨励制度を活用した市内企業の流出防止や市外からの誘致に取り組み、安定した雇用の確保に努めます。

また、若者の人材確保に向けて、地元企業の求人情報や企業概要をPRする情報発信支援や若者と企業が接する機会の提供を行います。



商店街（伊勢銀座新道商店街）



女性のための就職支援セミナー

施策5 消費者行政

市消費生活センターに寄せられる相談内容は、年々複雑化・高度化し、相談件数も増加傾向にあります。一般的な契約トラブルだけでなく、架空請求や振り込め詐欺、偽サイトなど、消費者を狙った詐欺の手口も巧妙化しています。

消費者が契約トラブルや詐欺被害に遭わないためには、消費者自らが正しい知識を持ち、被害を未然に防ぐことができるように、消費者教育を進める必要があります。また、年々増加し複雑化・高度化する相談に対応するため、相談員の専門知識の向上や相談体制の維持・強化を図る必要があります。

消費者が安心・安全に暮らせるように被害の未然防止、拡大防止を図るため、広報紙、SNS等を活用した情報発信、市内各所での啓発活動、市内学校や老人クラブ等を対象とした出前講座を実施して消費者教育を推進するとともに、国等が実施する消費生活に関する研修や勉強会等に相談員を参加させるなど、相談体制の維持・強化を図ります。



消費者被害予防講座

分野7

都市基盤

目指す姿 誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち

施策1 土地利用

推進方針 よりよいまちとしての土地利用を進めます

関連SDGs 

主要課題① 秩序ある土地利用の推進

主要課題② 集約型都市構造の推進

主要課題③ 地籍調査の推進

施策2 道路・公園

推進方針 幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保全します

関連SDGs  

主要課題① 幹線道路の効率的な整備

主要課題② 通学路の安全対策

主要課題③ 橋梁長寿命化の推進

主要課題④ 公園施設長寿命化の推進

施策3 交通

推進方針 移動しやすい交通環境の整備を推進します

関連SDGs 

主要課題① 地域公共交通の充実

主要課題② 交通渋滞対策の推進

主要課題③ 港湾施設の整備促進

施策4 河川・排水

推進方針 河川・排水施設を良好に保全します

関連SDGs  

主要課題① 河川・排水路の整備

主要課題② 河川・排水路の堆積土砂の撤去

主要課題③ ポンプ場の更新及び延命化の推進

施策5 住宅

推進方針 市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

関連SDGs



主要課題
① 市営住宅の長寿命化

主要課題
② 空家等対策の推進

主要課題
③ 木造住宅耐震化

主要課題
④ 良好な景観形成

施策6 水道

推進方針 安全で安心な水を未来へつなげます

関連SDGs



主要課題
① **【強靱】**
災害に強いしなやかな水道の構築

主要課題
② **【持続】**
健全で持続可能な水道経営

主要課題
③ **【安全】**
安全で安心できる水道水の供給

施策7 下水道

推進方針 快適な生活環境づくりと安心して暮らせるまちづくりを推進します

関連SDGs



主要課題
① 快適な生活環境の整備

主要課題
② 市街地の浸水被害の軽減

主要課題
③ 施設の更新と防災対策

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

本市において、少子高齢化・人口減少が進行する中、持続可能な都市経営を行うための公共サービスの在り方について見直しが必要です。誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまちづくりを進めるため、多様な都市機能の集約や拠点間を公共交通でアクセスできる多拠点ネットワーク型の集約型都市構造の実現を目指し、インフラの整備及び適正な維持管理を推進します。

施策1 土地利用

土地利用については、人口減少や中心部と郊外部の地価差を背景として大規模集客施設や戸建て住宅の郊外への立地が進み、多種多様な用途が混在している状況です。このことから、都市計画の制度を活用し、適正な土地利用の誘導を図ります。

また、集約型都市構造の推進については、人口減少や少子高齢化が進行する中、持続可能な都市経営の実現が課題となっています。このため、医療・福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設や居住地がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの都市機能にアクセスできる都市構造への転換を図ります。また、集約型都市構造を目指す上で中心市街地の活性化は不可欠であることから、新たな居住空間及び都市機能の拠点を生み出す伊勢市駅前の再開発事業を支援・促進することで、中心市街地の賑わいを創出します。

地籍調査については、巨大地震の発生の懸念や集中豪雨の多発化など災害リスクが高まっているなか、令和3年度末時点で本市全域の進捗率は9.3%と遅れています。地籍調査は、土地に関する最も基礎的な情報で事前防災や被災後の迅速な復旧復興のほか、民間開発やインフラ整備の円滑化等に不可欠であることから、国の方針に基づき事業連携による優先実施地域を設定し推進します。

施策2 道路・公園

道路は、市民生活の向上や都市の発展に直結するインフラとして、重要な役割を担っています。本市においての道路の現況は、神宮周辺や市街地の中心部の幹線道路及び生活道路での渋滞も発生するなど課題も生じており、地域住民が安全で安心して通行できる道路整備が必要です。しかしながら、その整備は、膨大な費用と整備期間を要することから、計画的・効率的に進める必要があります。このため、幹線道路については、都市計画道路を中心に整備を進め、また、生活道路については、狭あい箇所の改善など安全性や利便性の向上に向け整備を進めます。特に通学路の安全対策については、学校・公安委員会・自治会・各道路管理者が連携し、対策箇所の整備を進めます。

既存の橋梁については、整備から90年以上が経過している施設もあり、橋梁長寿命化の推進に向け、計画的かつ効率的な更新修繕を行い安全性を確保します。その他舗装等施設については、日常の点検による損傷の未然防止に加え、トンネルなど老朽化した施設について計画的かつ効率的な更新修繕を行い、安全性を確保します。

公園については、市民の憩いやコミュニティの場であるとともに、スポーツやレクリエーション活動の場であり、子どもたちの遊び場として多くの利用があることから、市民と協働で公園

管理を行っています。また、災害時には一時的な避難空間となり、災害拠点となるなど公共空地として必要な施設ともなっています。

既存の公園内には、耐用年数を経過し老朽化した施設も多くあることから、計画的かつ効率的に更新整備を行い、安全性を確保するため公園施設長寿命化を推進します。また、本市は神宮宮域を中心とした自然環境が整い、郊外地には、田畑を有する緑豊かなまちであります。市街地には緑が少ない状況となっています。これらのことから、都市公園などの緑を保全し、引き続き市民と協働で公園管理を進めていきます。

施策3 交通

本市における交通は2面性を有しており、1つ目は病院、買物、通学といった生活に必要な移動手段としての生活交通、2つ目は年間約800万人が訪れる伊勢神宮等への移動手段としての観光交通であり、各々が別々の課題を有し、対策が必要な状況です。

生活交通については、高齢化が進行し、市民の公共交通に対するニーズも多様化する中、生活に必要な移動手段を確保するとともに利便性を向上することが求められています。

また、観光交通については、観光地間のシームレスな移動手段を確保するとともに、観光シーズン等において発生する交通渋滞への対策が求められています。

このことから、民間の路線バスが撤退した地域や地形的に移動が困難な地域における移動手段を確保するため、おかげバスや乗合タクシー運行を行うとともに、バスの利用方法の周知や公共交通の重要性に係る意識啓発、交通ICカードやバスロケーションシステムの利便性向上等、利用促進に取り組みます。

また、市営駐車場・臨時駐車場の運営やパーク&バスライドに加え、これまで以上に国土交通省や三重県と連携しながら、内宮周辺だけでなく市内全域で交通需要マネジメント(TDM)を行います。

宇治山田港は本市の唯一の港湾であり、周辺地域の建設資材供給の基地や海苔の養殖、採貝等の漁業等が盛んに行われています。

しかしながら、近年の集中豪雨及び台風による影響で土砂等が宇治山田港湾入口へ堆積することにより、安全な船舶航行ができなくなる状態が危惧されます。

このことから、航路及び泊地の浚渫^{しゅんせつ}等を管理者に求め、船舶の安全航行に支障が生じないよう取り組みます。

施策4 河川・排水

近年、気候変動の影響により大雨の頻度や強度が増加し、気象災害が頻発化・激甚化しており、本市においても浸水被害が発生しています。

浸水被害の軽減を図るためには、河川・排水路の整備や適正な維持管理が必要であることから、河川護岸等の整備を計画的に進めるとともに、河川や排水路の堆積土砂の撤去を推進します。

また、雨水ポンプ場については、耐用年数を経過した施設もあることから、必要時に稼働できるように計画的かつ効率的なポンプ場の更新及び延命化を推進し、治水に対する安全性の確保に取り組みます。

施策5 住宅

住宅については、将来にわたって安心して住み続けられる良好な環境の整備と保全が課題となっています。

市営住宅については、老朽化が進んでいることから、効率的な管理をしながら、長寿命化を図っていきます。

空家等対策については、管理不全な空家の増加により地域住民の生活環境の悪化が危惧されることから、自治会をはじめ、地域との連携を図りながら、空家所有者等の適正管理を促し安全・安心の確保を図るとともに、空家バンク制度等により空家の流通・活用の促進を図ります。

耐震性のない木造住宅については、地震等による倒壊のおそれがあることから、耐震診断や補強設計を支援することにより耐震化を推進するとともに、居住の見込みがない場合は除却を促すなど、地震等による被害を最小限とするための取り組みを進めていきます。

良好な景観形成については、少子高齢化や市街地の空洞化が進むことにより、本市固有の歴史的景観や豊かな自然など地域やまちの個性が失われようとしています。このようなことから景観に配慮した建物への補助金による支援や、コンクールの開催などによる意識の向上を行い、良好な景観を次世代に継承していきます。

施策6 水道

水道は人々の暮らしの中で重要なライフラインとしての役割を果たしていることから、^{きょうじん}強靱な水道を構築し安全で安心な水を供給し続けることが求められています。

現在、人口減少や節水型機器の普及などにより水需要が減少している状況の中で、将来予想される地震等災害への備えとして、令和3年度末時点で193.5kmある耐震管路の延伸や施設の耐震化、さらに耐用年数が経過した施設の老朽化対策に取り組むことが必要です。

このため、人口減少等社会情勢の変化に対応した施設能力と規模を見定めた更新・再編・統廃合などの老朽化対策と耐震化を計画的に行い、また、水質の監視・管理体制をさらに充実させることにより、災害に強く安全・安心で持続可能な水道経営を目指します。



おかげバス環状線



排水路の整備（大湊排水路）

施策7 下水道

下水道は公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減のため重要な都市基盤施設として大きな役割を果たしています。

下水道による生活排水の処理については、下水道を利用できる区域の人口が7万人を超えたものの、いまだ利用できない区域が残っています。快適できれいな生活環境を守るため、未普及区域を解消するとともに処理区域内の下水道への接続を促進します。

雨水事業は毎年のように発生する集中豪雨、特に平成29年台風第21号により甚大な被害を受けました。浸水被害をさらに軽減するため、排水路の整備や雨水排水ポンプの増設を計画的に進めます。

また、経年劣化する施設や設備を適正に維持管理するため、更新・改築を計画的に進め、将来予想される地震等災害への備えとしてマンホール浮上防止、施設の耐水化など防災・減災対策を進めます。



施設の耐震化・更新（勢田配水池）

分野8

市役所運営

目指す姿 市民から信頼される市役所

施策1 行財政運営

推進方針 適時・適切に情報発信するとともに、持続可能な行財政運営を進めます

関連
SDGs



主要課題
① 総合計画に基づく効率的、効果的な行財政運営

主要課題
② 行政のデジタル化

主要課題
③ 市政情報の適時・適切な発信

施策2 行政組織力

推進方針 職員のプロ意識を向上させ、行政全体の組織力強化を推進します

関連
SDGs



主要課題
① 信頼される職員・組織づくり

主要課題
② 危機管理体制の強化

分野の現況・課題・今後4年間の方向性

分野全体

市民の生活や価値観が多様化する中、行政に求められる役割や事業も多様化しています。また、SDGsやデジタル化の推進等、国際的な動きや国・県の方針等への対応も求められています。

持続可能で時代に即した行財政運営を推進するとともに、市民から信頼される市役所づくりを進めます。

施策1 行財政運営

本市の財政状況については、おおむね堅調な状態を維持していますが、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、また、地方交付税の合併に伴う有利な財政措置が終了するなど、今後は厳しい財政状況が予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化に伴い、これまでの行政サービスや事業の見直しが求められています。

持続可能で時代に即した行財政運営を図るため、公共施設マネジメントの推進や行政サービスのデジタル化、近隣市町との連携強化、「今」の市民ニーズに対応した事業への見直し等を行うとともに、健全な財政運営を図ります。

また、従来の広報媒体に加え、SNSや各種メディア等、それぞれの媒体を活用しながら、適時・適切な情報発信に努めるなど、市民とのコミュニケーションの強化を図ります。

施策2 行政組織力

少子高齢化の進行による人口減少や人口構造の変化、多様化・高度化する市民ニーズなど、社会情勢は急速に変化しています。また、地方分権の一層の推進による国・県からの権限移譲により、市役所が果たすべき役割はますます大きくなっています。

地域の実態を踏まえ、市民の立場に立って政策を企画・立案できる、また、市民との信頼関係を構築し、説明責任を果たしつつ政策を実施していくことができる職員を育成するため、各種研修事業や育成面談等の人材育成を推進します。

また、社会環境等の変化に対応した機構改革や人事異動を行い、柔軟で機動的な組織運営を図ります。

風水害や地震等の自然災害や新型コロナウイルス感染症などの感染症の脅威が迫る中、職員の危機管理能力の向上や体制の強化、また、行政サービス提供体制の確保のための業務継続計画の充実など、非常時への備えを進めます。

5 指標

①モニタリング指標

市の現状や過去からの推移等について、統計情報等の客観的な情報により明らかにし、施策や事業等を検討するにあたっての基礎資料とするとともに、市民や関係者と共有を図るために設定するものです。

NO.	指標 (単位)	現状値 (時点)	
1	人口 (人)	121,656	(R 3.10. 1)
2	年少人口 (人)	13,985	(R 3.10. 1)
	人口に対する割合 (%)	11.5	
3	生産年齢人口 (人)	66,998	(R 3.10. 1)
	人口に対する割合 (%)	55.1	
4	老年人口 (人)	39,313	(R 3.10. 1)
	人口に対する割合 (%)	32.3	
5	外国人住民人口 (人)	1,059	(R 3. 9.30)
6	世帯数 (世帯)	51,761	(R 3.10. 1)
7	1世帯あたりの人員 (人)	2.35	(R 3.10. 1)
8	転出者数 (人)	3,680	(R 2.10 ~ R 3. 9)
9	転入者数 (人)	3,363	(R 2.10 ~ R 3. 9)
10	出生数 (人)	768	(R 2.10 ~ R 3. 9)
11	死亡数 (人)	1,579	(R 2.10 ~ R 3. 9)
12	児童・生徒数 (人)	9,120	(R 3. 5. 1)
13	障害者手帳 (身体・療育・精神) 交付件数 (件)	7,052	(R 4. 3.31)
14	「防災ささえあい名簿」登録者数	3,520	(R 4. 3.31)
15	自治会加入率 (%)	76.53	(R 4. 4. 1)
16	伊勢市に自分のまちとしての愛着、魅力を感じていると思う割合 (%)	87.6	(R 3年度)
17	伊勢市に住み続けたいと思う市民の割合 (%)	75.4	(R 3年度)
18	情報取得手段にスマートフォンを使用する割合 (%)	65.6	(R 3年度)
19	自動車登録台数 (台)	53,773	(R 3. 3.31)
20	家屋棟数 (棟)	64,208	(R 4. 4.30)
21	市内総生産 (百万円)	444,880	(H30年度)

※人口 (総数) には年齢不詳を含み、各年齢区分別人口の割合は年齢不詳を含む人口 (総数) を分母として算出しています。

②各分野における目標指標

※「/」実績値なし、
「-」下位計画改定等の際に設定

分野	施策	指標(単位)	実績値				年度別目標値			
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
分野1 自治・人権・文化	施策1 地域コミュニティ	地域活動に参加したい市民の割合(%)	39	37	31	30	38	40	42	44
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	市民アンケート							
	施策2 市民活動	市民活動団体数(団体)	181	179	180	174	190	195	200	205
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	いせ市民活動センターの登録団体数							
	施策3 人権尊重・男女共同参画	啓発事業の参加者数(人)	1,070	1,050	480	162	530	560	590	620
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	講演会等における参加人数の計							
		市の審議会、委員会などへの女性の登用率(%) (出典:男女共同参画基本計画)	22.6	22.8	22.9	24.7	40.0	-	-	-
		(時点)	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	-	-	-
		(指標の算出方法)	市関係課への調査による							
	施策4 国際交流・多文化共生	日常生活での乳児・幼児の世話の分担で夫婦同じ程度と回答した割合(%)	41.0	43.9	48.0	57.0	59.0	61.0	63.0	65.0
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	市民アンケート							
	施策5 文化	市民の国際交流への関心度(%)	44	45	37	39	42	46	50	54
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	市民アンケート							
市主催文化行事の参加者数(人)		12,119	15,028	10,456	10,053	14,000	15,000	16,000	17,000	
(時点)		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
(指標の算出方法)		文化政策課主催の文化行事の観覧者数と出演者等の合計								
施策1 学校教育	市博物館施設の入館者数(人)	52,624	47,788	20,046	23,321	40,000	50,000	54,000	58,000	
	(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	(指標の算出方法)	市所有の博物館施設の入館者数								
分野2 教育	施策1 学校教育	学級集団作りのための調査における満足群に属する児童生徒の割合(%) (出典:第3期伊勢市教育振興基本計画)	小学校 67.0 中学校 71.7	小学校 71.5 中学校 69.4	小学校 67.8 中学校 69.9	小学校 66.3 中学校 62.8	小学校 68.5 中学校 70.6	小学校 68.9 中学校 71.0	小学校 69.3 中学校 71.3	小学校 69.7 中学校 71.7
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	小学校4年生~中学校3年生の児童生徒に実施したWEBQUアンケート(よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート)において小学校は6年生・中学校は3年生の満足群・非承認群・侵害行為認知群・不満足群のうち、満足群に属する児童生徒の割合							
	施策2 社会教育	社会教育施設の稼働率(%) (出典:第3期伊勢市教育振興基本計画)	34.1	33.9	24.2	28.5	30.0	31.5	33.0	35.0
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	いせトピア、二見生涯学習センター、二見公民館、小俣公民館、御園公民館及び小俣農村環境改善センターの稼働率(利用コマ数計/年間コマ数計)※ワクチン接種会場としての利用を除く(R3年度)							
	施策3 スポーツ	週1回以上のスポーツ実施率<ウォーキングも含む>(%) (出典:第3期伊勢市スポーツ推進計画)	42.4	44.6	39.8	46.6	47.5	48.5	49.0	50.0
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	市民アンケート							

①モニタリング指標
②各分野における目標指標

※ 「/」実績値なし、「-」下位計画改定等の際に設定

分野	施策	指標(単位)	実績値				年度別目標値				
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
分野3 環境	施策1 循環型社会	燃えるごみ総量(t) (出典：伊勢市ごみ処理基本計画)	41,918	41,506	39,709	39,701	40,039	39,762	39,363	39,028	
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		(指標の算出方法)	燃えるごみの総量(家庭系ごみ+事業系ごみ)								
	施策2 環境保全	汚水処理人口普及率(%) (出典：第2期伊勢市生活排水対策推進計画)	76.8	78.1	79.5	81.4	83.7	85.7	87.8	89.9	
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
		(指標の算出方法)	(下水道処理人口+合併処理浄化槽処理人口)/市総人口								
	施策3 環境教育	市が事業所等と連携して環境教育を実施した回数(回)	47	47	8	24	35	50	60	70	
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		(指標の算出方法)	市が主催または事業所や大学等と連携して学校・幼稚園・保育所などで実施した環境教育の実施回数								
分野4 医療・健康・福祉	施策1 医療・健康	健康寿命の延伸(歳)	男77.6 女80.6	男78.0 女80.0	男77.9 女80.7	男78.9 女81.5	男79.2 女81.9	男79.5 女82.3	男79.8 女82.7	男80.0 女83.0	
		(時点)	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	
		(指標の算出方法)	sullivan法を用いて三重県が推計した健康寿命								
		サポートプラン実施率(%) (出典：第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画)	61.1	100	100	100	100	100	100	-	
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	-	
		(指標の算出方法)	母子保健コーディネーターや保健師が妊婦の状況を把握しサポートプランを策定し対応した割合								
	施策2 地域福祉	暮らしの中で困りごとがあったときに相談できる行政等が設置する窓口等を知っている市民の割合(%)	/	/	/	/	80	85	90	95	
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		(指標の算出方法)	市民アンケート								
		住民主体の集いの場の担い手の養成数<延べ人数>(人) (出典：第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画)	197	262	277	307	320	340	-	-	
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	-	-	
		(指標の算出方法)	生活支援サポーター養成講座受講者数								
		住民主体の集いの場<箇所数>(箇所) (出典：第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画)	18	28	36	44	46	48	-	-	
	(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	-	-		
	(指標の算出方法)	集いの場の設置箇所数									
施策3 障がい福祉	共同生活援助(グループホーム)利用者数(人) (出典：伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)	89	90	99	115	111	117	-	-		
	(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	-	-		
	(指標の算出方法)	1月あたりの平均利用者数(年間利用者数÷12か月)									
	障がいの有無に関らず、誰もが暮らしやすいまちであると感じている市民の割合(%)	61	60	61	60	63	64	65	66		
	(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
(指標の算出方法)	市民アンケート										

※ 「/」実績値なし、「-」下位計画改定等の際に設定

②各分野における目標指標

分野	施策	指標(単位)	実績値				年度別目標値			
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
分野4 医療・健康・福祉	施策4 子育て支援	伊勢市は子育てしやすいまちであると感じている市民の割合(%) (出典:第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画)	51	51	54	52	58	60	62	64
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	市民アンケート							
	施策5 高齢者福祉	子育ての相談場所を知っている保護者の割合(%)	/	/	/	93	94	95	96	97
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	保育所保護者アンケート							
分野5 防災・防犯・消防	施策1 防災・減災	避難所運営マニュアル策定の地域数<累計>(地域)	4	5	6	7	10	12	14	16
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	地域でのマニュアル策定数							
	施策2 防犯	伊勢市防災大学の受講修了者数<累計>(人)	95	140	140	173	210	250	295	345
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	伊勢市防災大学の受講を修了した延人数							
施策3 消防・救急	刑法犯認知件数(件)	622	602	558	514	499	484	469	455	
	(時点)	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
	(指標の算出方法)	街頭犯罪等発生状況一覧による刑法犯総数								
施策4 交通安全	建物火災で消防隊が現場到着してから放水を開始するまでの所要時間(分)	2.3	2.5	2.4	1.8	3.0以内	3.0以内	3.0以内	3.0以内	
	(時点)	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
	(指標の算出方法)	最先着消防隊の時間を計上する。目標値は毎年3分以内。								
施策4 交通安全	救急現場で心肺機能停止症例に対する市民による応急手当実施率(%)	51.0	48.1	50	58.3	50以上	50以上	50以上	50以上	
	(時点)	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
	(指標の算出方法)	市民による応急手当実施件数/心肺機能停止救急出動件数								
施策4 交通安全	交通事故の人身事故発生件数(件)	341	290	264	193	183	173	164	155	
	(時点)	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
	(指標の算出方法)	交通事故の人身事故発生件数								

※ 「/」実績値なし、「-」下位計画改定等の際に設定

分野	施策	指標(単位)	実績値				年度別目標値				
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
分野6 産業・経済	施策1 農林水産業	担い手の農地利用集積率(%)	26.3	27.1	31.7	35.1	36.1	37.0	38.0	38.9	
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
		(指標の算出方法)	市内耕地面積に対する担い手への集積面積の割合								
		森林間伐率(%)	29.8	30.7	32.2	33.9	34.8	36.3	37.5	38.8	
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
		(指標の算出方法)	市内森林面積に対する累計間伐面積の割合								
		漁港の機能保全対策実施施設数 <累計>(施設)	12	18	20	21	24	24	25	-	
		(出典:漁港機能保全計画)									
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
	(指標の算出方法)	保全対策実施施設数									
	施策2 商工業	中心市街地における店舗数(店舗)	/	/	1,406	1,385	1,410	1,420	1,430	1,440	
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		(指標の算出方法)	中心市街地活性化区域内の店舗数								
	施策3 観光	神宮参拝者数(万人)	850.5	973.0	553.8	382.7	550.0	600.0	700.0	800.0	
		(出典:伊勢市観光振興基本計画)									
(時点)		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年		
(指標の算出方法)	暦年毎の集計数(資料提供:神宮司庁)										
施策4 就労・雇用	伊勢公共職業安定所管内の有効求人倍率(倍)	1.73	1.66	1.07	1.22	1.0以上	1.0以上	1.0以上	1.0以上		
	(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
	(指標の算出方法)	三重労働局公表資料									
施策5 消費者行政	消費生活センターの啓発回数(回)	47	71	99	104	108	112	116	120		
	(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
	(指標の算出方法)	消費生活センターの出前講座・イベント出展回数、広報紙・HP等での情報発信回数									
分野7 都市基盤	施策1 土地利用	地籍調査の進捗率(%)	9.2	9.2	9.3	9.3	9.4	9.5	9.6	9.8	
		(出典:第7次国土調査事業十箇年計画)									
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
	(指標の算出方法)	(地籍調査済面積/要調査面積)×100									
	施策2 道路・公園	橋梁の長寿命化対策実施箇所数 <累計>(橋)	14	25	37	41	44	49	54	58	
		(出典:伊勢市橋梁長寿命化修繕計画)									
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
(指標の算出方法)		長寿命化実施橋梁数(平成26年度~)									
公園の長寿命化対策実施箇所数 <累計>(公園)		29	37	48	71	84	96	-	-		
(出典:伊勢市公園施設長寿命化計画)											
(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	-	-			
(指標の算出方法)	長寿命化実施公園数(平成26年度~)										

※「/」実績値なし、「-」下位計画改定等の際に設定

②各分野における目標指標

分野	施策	指標(単位)	実績値				年度別目標値			
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
分野7 都市基盤	施策3 交通	路線バス及び市内コミュニティバスの年間利用者数(千人) (出典:伊勢市地域公共交通網形成画)	4,348	4,369	2,229	2,379	4,553	4,606	4,659	4,672
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	-
		(指標の算出方法)	バス事業者による調査及び伊勢市データ							
	施策4 河川・排水	長寿命化に着手したポンプ場数<累計>(機場) (出典:伊勢市ポンプ場長期補修計画)	7	12	21	22	25	26	27	32
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	長寿命化に着手したポンプ場							
	施策5 住宅	空家等の除却・管理済件数(件) (出典:伊勢市空家等対策計画)	204	384	162	318	200	200	200	200
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	問題が解消された空家の件数							
		空家バンクの成約件数(件) (出典:伊勢市空家等対策計画)	5	12	5	14	8	8	8	8
		(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(指標の算出方法)	空家バンクを通じて売買等の契約が成立した件数							
	施策6 水道	水道耐震管延長(km) (出典:伊勢市水道事業ビジョン)	170.6	179.6	188.7	193.5	208.9	220.4	234.2	245.2
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	水道耐震管延長							
	施策7 下水道	下水道を利用できる区域の人口(人) (出典:伊勢市下水道事業経営戦略)	67,721	69,666	70,281	71,333	73,336	74,653	75,852	77,008
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	下水道処理区域内人口							
勢田川流域等浸水対策実行計画における排水施設に投資した額に相当する排水面積(ha)		16.3	32.6	62.4	70.3	80.2	91.3	115.6	140.0	
(時点)		H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
(指標の算出方法)	排水施設に投資した額に相当する排水面積									
分野8 市役所運営	施策1 行財政運営	オンライン化した手続き数<累計>(件) (出典:伊勢市デジタル行政推進ビジョン(アクションプラン編))	9	10	15	30	50	70	90	100
		(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31
		(指標の算出方法)	オンラインで申請等を行える手続き数							
	伊勢市 SNS への登録者数(人)	/	/	10,751	20,853	22,000	25,000	28,000	32,000	
	(時点)	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	
	(指標の算出方法)	伊勢市 LINE 公式アカウント、広報いせ Facebook・Twitter 等への登録者数合計								
	将来負担比率(%) ※普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	0以下	0以下	0以下	0以下	0以下	0以下	0以下	0以下	
	(時点)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	(指標の算出方法)	(将来負担額-控除財源)/(標準財政規模-基準財政需要額算入額)								
	施策2 行政組織力	「市職員の窓口や電話での対応について満足していますか」について、「満足である」「どちらかといえば満足」と回答した割合(%)	/	/	76	78	80	82	84	86
(時点)		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
(指標の算出方法)		市民アンケート								

6 各分野に関連する 主な下位計画一覧

分野1 自治・人権・文化

計画名	計画概要	
伊勢市協働の基本ルール	多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い成果を得られる協働の推進を目的とし、策定したルールです。	
	計画期間	平成 23 年（2011 年）～
	主担当課	市民交流課
伊勢市人権施策基本方針	人権施策を効果的に実施するにあたり、様々な分野の現状や課題を踏まえ、基本施策や分野別施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成 24 年（2012 年）～
	主担当課	人権政策課
第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画	伊勢市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）
	主担当課	市民交流課
伊勢市国際化推進指針	今後の国際化に対応したまちづくりを推進するための施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した指針です。	
	計画期間	平成 23 年（2011 年）～
	主担当課	市民交流課
伊勢市全市博物館構想	様々な博物館・博物館収蔵品の情報を広く発信し、訪れる人々に様々な伊勢の文化にふれていただき、伊勢の文化人との交流を図り、この交流により新しい伊勢の文化を創造していくことを目的とし、策定した構想です。	
	計画期間	平成 20 年（2008 年）～
	主担当課	文化政策課

分野2 教育

計画名	計画概要	
伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱	伊勢市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標となる方針を定め、次代を担う人材の育成や地域の教育力の向上など、教育の振興を図ることを目的とし、策定した大綱です。	
	計画期間	令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）
	主担当課	企画調整課
第 3 期伊勢市教育振興基本計画	中長期的な視点から、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための指針となるものです。	
	計画期間	令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）
	主担当課	教育総務課
伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画	学校の小規模化による課題を解消し、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 24 年（2012 年）～
	主担当課	学校統合推進室

計画名	計画概要	
伊勢市人権教育基本方針	真に人権が尊重される伊勢市を創造し、人権文化を醸成していく教育を推進していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	平成 19 年（2007 年）～
	主担当課	学校教育課
伊勢市いじめ防止基本方針	いじめの未然防止・早期発見・いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題を克服していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	平成 27 年（2015 年）～
	主担当課	学校教育課
伊勢市通学路交通安全プログラム	児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の環境改善を目的とし、策定したプログラムです。	
	計画期間	平成 27 年（2015 年）～
	主担当課	学校教育課
第 3 次伊勢市子ども読書活動推進計画	第 2 期伊勢市教育振興基本計画に基づき、子どもが「夢」を育める環境づくりを目的とし、策定した計画です	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）
	主担当課	社会教育課
第 3 期伊勢市スポーツ推進計画	子どもから高齢者までだれもが自分自身のスタイルでスポーツを楽しめるまちを目指すことを目的とした計画です。	
	計画期間	令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）
	主担当課	スポーツ課

分野 3 環境

計画名	計画概要	
第 3 期伊勢市環境基本計画	伊勢市環境基本条例に基づき、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めた計画です。	
	計画期間	令和 2 年度（2020 年度）～令和 11 年度（2029 年度）
	主担当課	環境課
伊勢市地球温暖化防止実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を合わせて定めた計画です	
	計画期間	令和 2 年度（2020 年度）～令和 11 年度（2029 年度）
	主担当課	環境課
伊勢市ごみ処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的を達成するために必要な長期的な目標及び施策の方向など、ごみの処理並びに資源化に関する基本事項を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めた計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）
	主担当課	ごみ減量課
第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づき、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について計画的、総合的に推進することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）
	主担当課	環境課
伊勢市地域新エネルギービジョン	新エネルギーの導入及び普及・啓発を推進していくため、本市の地域特性に応じた新エネルギーの導入方針を定めるとともに、地域住民への普及・啓発を図り、地域レベルでの地球環境問題やエネルギー安定供給へ取組を進めるための指針として策定した計画です。	
	計画期間	平成 20 年（2008 年）～
	主担当課	環境課

分野4 医療・健康・福祉

計画名	計画概要	
伊勢市健康づくり指針 (健康増進計画)	「健康日本 21」や「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、生涯を健康で暮らせるような健康文化都市を目指し策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度 (2016 年度) ～令和 7 年度 (2025 年度)
	主担当課	健康課
伊勢市食育推進計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度 (2018 年度) ～令和 4 年度 (2022 年度)
	主担当課	農林水産課
伊勢市自殺対策推進計画	「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」や「三重県自殺対策行動計画」と整合を図りながら本市の実情に応じた自殺対策を推進するために策定した計画です。	
	計画期間	令和元年度 (2019 年度) ～令和 5 年度 (2023 年度)
	主担当課	健康課
伊勢市地域福祉計画・ 伊勢市地域福祉活動計画	対象者別の福祉では、地域の福祉ニーズに十分に対応できなくなっている状況を背景に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切に、お互いに支え合う関係やその仕組みをつくっていくことを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	令和元年度 (2019 年度) ～令和 5 年度 (2023 年度)
	主担当課	福祉生活相談センター
伊勢市再犯防止推進計画	「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止を推進するとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることのできる「地域共生社会」の実現を目指して策定した計画です。	
	計画期間	令和 3 年度 (2021 年度) ～令和 7 年度 (2025 年度)
	主担当課	福祉総務課
第 2 期障がい者計画、 第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画	障がいのある人が地域で安心して生活をするには、一人ひとりが必要とする福祉サービスを利用できる体制整備を進めていく必要があります。また、利用者本位の視点で施策を押し進めるため、これまで届かなかった意見を反映することにも配慮しなければなりません。これらの状況を考え、全ての障がいのある人が住みやすいまちづくりを目指し策定した計画です。	
	計画期間	障がい者計画は令和 3 年度 (2021 年度) ～令和 8 年度 (2026 年度) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和 3 年度 (2021 年度) ～令和 5 年度 (2023 年度)
	主担当課	高齢・障がい福祉課
伊勢市子ども・子育て 支援事業計画	少子化など、子どもを取り巻く大きな社会環境の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	令和 2 年度 (2020 年度) ～令和 6 年度 (2024 年度)
	主担当課	子育て応援課
就学前の子どもの教育・ 保育に関する整備方針	就学前の子どもが、保育所や幼稚園等の諸施設で、より充実した教育・保育が受けられるよう、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育環境を整えることを目指し策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年 (2014 年) ～
	主担当課	保育課
伊勢市老人福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が一体化して提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて策定した計画です。	
	計画期間	令和 3 年度 (2021 年度) ～令和 5 年度 (2023 年度)
	主担当課	介護保険課

分野5 防災・防犯・消防

計画名	計画概要	
伊勢市地域防災計画	市などの防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	毎年度見直し
	主担当課	危機管理課
伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにし、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年 (2013 年) ~
	主担当課	高齢・障がい福祉課

分野6 産業・経済

計画名	計画概要	
伊勢市農村振興基本計画	農林業を取り巻く環境は、高齢化や小世帯化など社会構造の変化やライフスタイルの多様化、食の安全・安心への関心の高まり、グローバル化など社会情勢の変化に対し、積極的な対応が求められています。このようななか、地域の将来像と農村振興施策の基本方針等を示し、個性ある地域づくりを実現することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 9 年度 (2027 年度)
	主担当課	農林水産課
伊勢市食育推進計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 4 年度 (2022 年度)
	主担当課	農林水産課
伊勢市森林整備計画	地域の目指すべき森林資源の姿や森林整備の基本的な方針等を定めた計画です。	
	計画期間	令和元年度 (2019 年度) ~令和 10 年度 (2028 年度)
	主担当課	農林水産課
伊勢市公共建築物等木材利用方針	市内に整備される公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めることを目的として策定された方針です。	
	計画期間	令和元年度 (2019 年度) ~
	主担当課	農林水産課
漁港機能保全計画 (村松・豊北・江・松下・大淀)	漁港施設の効率的・効果的な長寿命化対策を実施するための計画です。	
	計画期間	【村松】 平成 26 年度 (2014 年度) ~令和 45 年度 (2063 年度) 【豊北】 平成 24 年度 (2012 年度) ~令和 43 年度 (2061 年度) 【江・大淀】 平成 29 年度 (2017 年度) ~令和 48 年度 (2066 年度) 【松下】 平成 28 年度 (2016 年度) ~令和 47 年度 (2065 年度)
	主担当課	農林水産課
伊勢市観光振興基本計画	人口減少、少子・高齢化が進むなか、観光を通じて交流人口を増大させ、伊勢市を活気に満ちた町、住みよい町にしていくことを目的として定めた計画です。次期遷宮を意識しつつ、今後 4 年間の方向性を示すため、策定した計画です。	
	計画期間	令和 4 年度 (2022 年度) ~令和 7 年度 (2025 年度)
	主担当課	観光振興課

分野7 都市基盤

計画名	計画概要
伊勢市中心市街地活性化基本計画	人口減少や大規模小売店舗の郊外流出による空洞化などによって、賑わいが喪失している中心市街地の活性化を図るため、「働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる 伊勢のまち」をビジョンに掲げ、行政や民間事業者で構成された中心市街地活性化協議会が活性化に向けたさまざまな取り組みを推進する計画です。
	計画期間 令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）
	主担当課 都市計画課
伊勢市都市マスタープラン	都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方向などを示し、地域ごとの課題に応じた都市づくりの整備方針を市民の参加・参画によって定めることにより、都市づくり・まちづくりの総合的な指針とすることを目的とし、策定した計画です。
	計画期間 平成21年（2009年）～令和15年（2033年）
	主担当課 都市計画課
伊勢市バリアフリーマスタープラン	バリアフリー法に規定されている移動等円滑化促進方針となるもので、上位計画である伊勢市総合計画等との整合を図り、市としての包括的なバリアフリー化の方向性を、地域の特性や今後の事業展開を見据えた上で、策定した計画です。
	計画期間 令和2年度（2020年度）～令和17年度（2035年度）
	主担当課 都市計画課
伊勢市立地適正化計画	急速に進行する人口減少・少子高齢化の下、安心できる快適な生活環境や地域の財政及び経済が持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっているため、拡散型の都市構造を見直し、医療・福祉施設、商業施設といった都市機能増進施設や居住地を誘導して、集約型都市構造への転換を推進する計画です。
	計画期間 平成30年（2018年）～令和15年（2033年）
	主担当課 都市計画課
伊勢市土地利用基本方針	現在の土地利用の課題や開発動向等を踏まえた市全体の土地利用方針を示し、その土地利用方針を実現するための方策である都市計画法に基づく地域地区の指定（都市計画決定）を行う際の根拠となる考え方を示すことを目的とし、策定した方針です。
	計画期間 平成23年（2011年）～令和15年（2033年）
	主担当課 都市計画課
第7次国土調査事業十箇年計画	国土調査促進特別措置法に基づき、令和2年度から10年間の国土調査の事業量等を定めるものです。改正土地基本法の、施策の具体的な方向性を示す「土地基本方針」に即して策定された国・県の国土調査事業十箇年計画に基づきます。地方公共団体等が実施する調査面積や、優先実施地域での進捗率が目標値として提示され、これらを目指すために策定した計画です。
	計画期間 令和2年度（2020年度）～令和11年度（2030年度）
	主担当課 用地課
伊勢市道路整備プログラム	都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進するとともに、整備着手時期の目標を示すことにより計画的な土地利用を可能とするため、各路線の整備の重要度を整理し、市が事業主体となる市道について、整備時期の目標を示すことを目的とし、策定したプログラムです。
	計画期間 平成24年（2012年）～令和13年（2031年）
	主担当課 基盤整備課
伊勢市橋梁長寿命化修繕計画	高齢化を迎える橋梁に対して、従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となり、適切な維持管理が困難となることから計画的な橋梁の維持管理を行い、合理的かつ効果的に橋梁を維持するための取組が不可欠となります。そこで、従来の事後保全型から予防保全型へ転換を行い、道路交通の安全性・信頼性を確保するとともに、維持管理コストの縮減を図るために策定した計画です。
	計画期間 平成25年度（2013年度）～令和44年度（2062年度）
	主担当課 維持課

計画名	計画概要
伊勢市トンネル長寿命化修繕計画	長期的な展望を見据えて、応急的かつ部分的な対策ではなく、建設当初の機能回復又は現在の要求性能の確保を目的とした計画的な維持管理を実践することにより、従来の事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。
	計画期間 平成 25 年度（2013 年度）～令和 44 年度（2062 年度）
	主担当課 維持課
伊勢市公園施設長寿命化計画	都市公園におけるストックマネジメントは、多種・多様で膨大な数の公園施設を対象とすることが特徴であるが、全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を検証した上で、効率的に行っていくことが求められています。さらに長期的な視点から、施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識し、公園施設の維持管理コストの縮減を図るために策定した計画です。
	計画期間 平成 26 年度（2014 年度）～令和 5 年度（2023 年度）
	主担当課 維持課
伊勢市地域公共交通網形成計画	人口減少や少子高齢化など公共交通を取り巻く状況が厳しさを増す中で、公共交通機関の輸送人員の減少、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されるため、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させることを目的に策定した計画です。
	計画期間 令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）
	主担当課 交通政策課
伊勢市ポンプ場長期補修計画	ポンプ設備等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。
	計画期間 平成 29 年度（2017 年度）～令和 58 年度（2076 年度）
	主担当課 維持課
伊勢市排水樋門等保全計画	排水樋門等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。
	計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～令和 59 年度（2077 年度）
	主担当課 維持課
伊勢市営住宅等長寿命化計画	住民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、市営住宅の効率的かつ円滑な維持管理の実現に向け、予防保全的な管理や改善を推進し、良質なストックを効果的に長期活用するための方針を定め、長寿命化による更新コストの削減を図るために策定した計画です。
	計画期間 平成 26 年度（2014 年度）～令和 5 年度（2023 年度）
	主担当課 住宅政策課
第 2 期伊勢市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針を明確にし、地域と連携しながら、空家等の適正管理や活用の促進を図るとともに、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進するために策定した計画です
	計画期間 令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）
	主担当課 住宅政策課
伊勢市建築物耐震改修促進計画〔第二次計画〕	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的に策定した計画です。
	計画期間 令和 4 年度（2022 年度）～令和 7 年度（2025 年度）
	主担当課 住宅政策課
伊勢市景観計画	景観法に基づき、市の景観形成の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすとともに、個別の建築物や工作物の行為に関する景観形成の誘導方針を明確にし、良好な景観形成に関する方針とし、策定した計画です。
	計画期間 平成 21 年度（2009 年度）～
	主担当課 都市計画課

計画名	計画概要	
伊勢市水道事業ビジョン	水道事業が現在抱える課題に対して、中長期的視点に基づき将来あるべき理想像を示すとともに、その理想像を具体化するための取組を示した計画です。	
	計画期間	令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）
	主担当課	上下水道総務課
伊勢市下水道事業経営戦略	人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、今後の整備・更新を見据えた投資とその財源見通しの試算を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを目的に策定した計画です。	
	計画期間	平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）
	主担当課	上下水道総務課
流域関連伊勢市公共下水道全体計画	生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった下水道の目的達成のために、人口減少の進行、財政状況といった社会的要因に加え、上位計画である三重県が定める中南勢水域流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、効率的な事業推進を進めるための計画です。	
	計画期間	平成21年度（2009年度）～令和7年度（2025年度）
	主担当課	下水道建設課
勢田川流域等浸水対策実行計画	浸水被害軽減のため、勢田川、桧尻川流域等の河川整備や下水道整備等の考えられる浸水対策を検討し、整備や施策の早期効果の発現や実現性（実施可能時期）等を考慮し、短期・中長期の計画に基づき、関係機関（伊勢市、三重県、国土交通省）が連携してハード・ソフト対策を一体的に取り組むための計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～中長期計画（20～30年後）
	主担当課	監理課

分野8 市役所運営

計画名	計画概要	
情報提供のガイドライン	市民が知りたいであろう行政情報や、市から市民に知ってほしい情報、市民が入手することにより官民協働による行政運営が期待できる情報などを選び、市民に提供していく仕組みを示し、多様な手法による情報提供を総合的に推進するためのガイドラインです。	
	計画期間	平成19年（2007年）～
	主担当課	広報広聴課
伊勢市公共施設等総合管理計画	人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、将来、学校などの公共施設及び道路や上下水道施設などのインフラ資産に係る更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっています。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現するため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方などを示した計画です。	
	計画期間	平成27年度（2015年度）～令和26年度（2044年度）
	主担当課	資産経営課
伊勢市施設類型別計画	公共施設等総合管理計画の実施計画として、公共施設とインフラ資産における各施設の今後の管理方針を示した計画です。	
	計画期間	平成30年度～令和26年度（2044年度）
	主担当課	資産経営課
伊勢市指定管理者導入指針	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度の導入についての基本的な考え方、取組方針をまとめた指針です。	
	計画期間	平成18年（2006年）～
	主担当課	資産経営課
伊勢市行財政改革指針	少子高齢化の進行による人口減少や人口構造の変化、多様化・高度化する市民ニーズへ対応しながら、行政サービスの生産性の向上や市民満足度の向上を図り、時代に即した行財政運営を行うための方針として策定したものです。	
	計画期間	令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）
	主担当課	企画調整課

計画名	計画概要	
伊勢市人口ビジョン	人口の現状及び産業動向を分析するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、本市の課題と潜在する可能性を整理したうえで、2060年までの目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。	
	計画期間	平成27年(2015年)～(※令和2年3月改訂)
	主担当課	企画調整課
第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するため、伊勢市人口ビジョンを基に、伊勢市のまち・ひと・しごと創生に向けた目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめたものです。	
	計画期間	令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)
	主担当課	企画調整課
伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするものです。	
	計画期間	令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)
	主担当課	企画調整課
伊勢市デジタル行政推進ビジョン	官民データ活用推進基本法及び自治体DX推進計画に基づき、行政サービスのオンライン化・デジタル環境の整備等、本市における行政のデジタル化を推進するための基本方針等について定めたものです。	
	計画期間	令和3年度(2021年)～令和7年度(2025年)
	主担当課	デジタル政策課
伊勢市人材育成基本方針	社会環境・市民ニーズの変化に適切に対応することのできる職員の育成、職場の風土・制度の優れた点を生かしつつ、自己実現の場としての職場づくりや信賞必罰等の職場環境の整備、職員の意欲・やる気の高揚を図ることなど、人材育成に関わる制度、仕組み、職員意識の面から総合的な改革へ向けた新たな取組を推進していくことを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成18年(2006年)～
	主担当課	職員課
伊勢市業務継続計画	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。	
	計画期間	平成29年(2017年)～
	主担当課	危機管理課
伊勢市国民保護計画	国民保護法に基づき、台風や地震といった自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロといった有事にも的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成19年(2007年)～
	主担当課	危機管理課
伊勢市危機管理計画	本市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産の被害又は軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成20年(2008年)～
	主担当課	危機管理課

《資料》

資料1 第3次伊勢市総合計画基本構想

まちづくりの基本理念

古来、気候風土が穏やかなこの伊勢の地は、風光明媚で海、山、里の幸に恵まれ、「^{うま}美し国¹」と呼ばれてきました。先人たちが守り続けてきた自然や伝統、培われてきた文化やおもてなしの心、そしてそれらが醸成するまちの誇りを受け継ぎ、さらに次世代へ継承していくことが、今を生きる私たちの責務です。

また、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展等が招く生活への不安や、予測される地震などの自然災害への不安を解消し、安心できるまちづくりが必要となっています。

そして何よりもまちづくりの主役である市民²が、伊勢のまちに誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくる必要があります。

「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、3つの「まちづくりの基本理念」を次のとおり掲げます。

① 私たちが担うまち ～伊勢人³の心意気～

伊勢のまちでは、鳥居前町として発展してきた「宇治」や「山田」で、古くから自治組織が設立されるなど、独自のまちづくりが行われてきました。その気風を現在に引き継ぎ、各地においては、地域の特性を生かした様々なまちづくりが展開されています。

まちづくりは、市民の幸せを実現するものであり、市民が主役となり、主体的に進めていくことが基本です。まちの課題を自らの課題として受け止め、その課題解決に向けてそれぞれが持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することによって、活力に満ちた個性豊かで魅力的なまちを実現することができます。

市民と行政がお互いに役割を認め合うなかで、市民誰もが主体者として活躍できるまちを目指します。

- 1 美し国：日本書紀に『天照大神、倭姫の命におしえて曰く「この神風の伊勢の国は常世の浪の^{しきなみよ}重浪帰する国なり、かた国の美し国なり、この国に居らむとおもう」とのたまう。』とあり、当地域のことを指します。
- 2 市民：本基本構想では、住民だけでなく、事業者、市内在勤者・在学者及び市内で活動する団体等も含んだ広い意味で捉えています。
- 3 伊勢人：市民を指しています。ここでは強調して“伊勢人”と呼びます。

②人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち ～おかげさまの心⁴～

全国の人々をお迎えする伊勢のまちは、人々の交流を支えに時代と共に歩んできました。人と人との交流は、様々な分野の活動に刺激を与え、まちを動かす大きな活力を生み出します。まちが発展し、いつまでも魅力的であり続けるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。

また、現在の地域社会は、少子高齢化や人口減少、核家族化の進展や生活の多様化、価値観の変化などにより、地域住民相互のつながりが希薄化し、地域社会で支えあう力が弱まりつつありますが、大規模災害の発生時など様々な場面では、人と人との強い結びつきが安心の基盤となります。助け合える地域のつながりにより人々は安心して住み続けることができます。

時代とともに培われた「おもてなしの心」や、家族・地域・社会における「思いやりの心」「支えあいの心」を大切に、「おかげさまの心」を育む人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまちを目指します。

③地域の誇りをつなぐまち ～神宮ゆかりの地～

神宮ゆかりの地としての歴史的・文化的資産、伊勢志摩国立公園の自然資源、その知名度、これらが創り出す地域のアイデンティティは、他の地域にはないものであり、伊勢へ人を惹きつける求心力となっています。

常に原点に立ち帰りながら、絶えず新たに生まれ変わり続ける神宮の式年遷宮のように、先人から受け継いだこの豊穡の地を次世代へとつなぎ、これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるまちを目指します。

まちの将来像

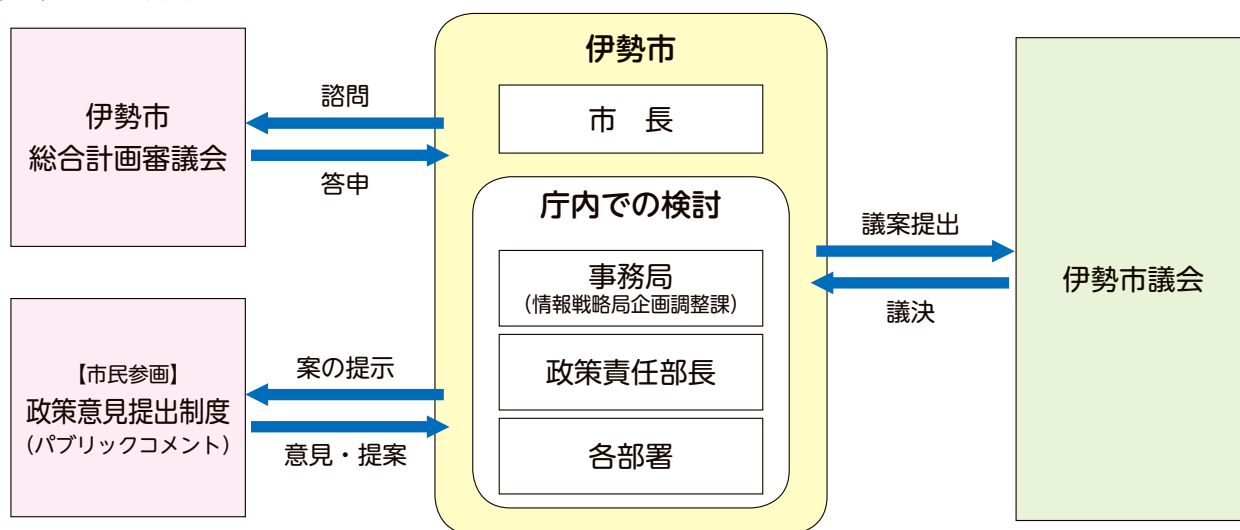
3つの「まちづくりの基本理念」を踏まえ、人と人、地域と地域、過去と未来をつなぎ、本市が目指すまちの将来像を以下に定めます。

つながりが誇りと安らぎを育む
魅力創造都市 伊勢

4 おかげさまの心：本基本構想では、いつもまわりの人々との絆や環境に支えられているという感謝の心を指します。

資料2 策定の経過

(1) 策定体制



(2) 伊勢市議会

議 会		内 容
令和2年度	令和3年2月10日 総務政策委員会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画の策定について
令和3年度	令和4年2月7日 産業建設委員協議会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画(案)について
	令和4年2月8日 教育民生委員協議会	
	令和4年2月9日 総務政策委員会	
令和4年度	令和4年6月8日 総務政策委員会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画(案)のパブリックコメントの結果について
	6月定例会 令和4年6月20日 議案提出 令和4年7月6日 議案可決	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画の策定について

(3) 伊勢市総合計画審議会

① 審議会開催

年 月 日	会議の名称	内 容
令和3年 7月20日	第1回審議会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画の策定について
令和3年8月19日~26日 (書面審議による開催)	第2回審議会	・第3次伊勢市総合計画の進行管理について
令和3年10月12日	第3回審議会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画(案)について
令和3年11月25日	第4回審議会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画(案)について
令和3年12月22日	第5回審議会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画(案)について

令和4年度	令和4年 5月 6日	第1回審議会	・第3次伊勢市総合計画 中期基本計画(案)について
-------	------------	--------	---------------------------

- ・ 諮問 令和3年7月20日
- ・ 答申 令和4年5月11日

② 伊勢市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属団体等	委員区分
会長	齋藤 平	皇學館大学 文学部教授	学識経験者
副会長	村田 典子	伊勢商工会議所 常議員	公共的団体等の代表者
委員	伊藤 良栄	三重大学 生物資源学 研究科 助教	学識経験者
委員	酒徳 雅明	伊勢農業協同組合 専務理事	公共的団体等の代表者
委員	杉山 謙三	伊勢市総連合自治会 会長	公共的団体等の代表者
委員	亀田 和代	伊勢市環境会議	公共的団体等の代表者
委員	永井 正高	伊勢地区医師会 会長	公共的団体等の代表者
委員	西村 幸泰	連合三重伊勢志摩地域協議会 議長	公共的団体等の代表者
委員	藤本 美保子	伊勢市女性団体連絡協議会	公共的団体等の代表者
委員	水谷 賢	三重交通株式会社伊勢営業所 所長	その他市長が必要と認める者
委員	宮崎 吉博	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 会長	公共的団体等の代表者
委員	村田 久実	公益社団法人伊勢市観光協会 理事	公共的団体等の代表者
委員	森口 留美子	特定非営利活動法人 みえ防災市民会議	公共的団体等の代表者
委員	森田 道子	三重県地域連携部市町行財政課財政第1班 班長	関係行政機関の職員
委員	山田 純也	伊勢市PTA連合会 会長	公共的団体等の代表者

(令和4年4月1日現在)

③ 諮問書

3企 第598号 令和3年7月20日
伊勢市総合計画審議会会長 様
伊勢市長 鈴木 健一
第3次伊勢市総合計画中期基本計画について (諮問)
第3次伊勢市総合計画中期基本計画を策定するにあたり、伊勢市総合計画条例第8条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

④ 答申書

令和4年5月11日

伊勢市長 鈴木健一 様

伊勢市総合計画審議会 会長 齋藤 平

第3次伊勢市総合計画中期基本計画について（答申）

令和3年7月20日付け3企第598号で諮問のありました第3次伊勢市総合計画中期基本計画について、本会議で審議を重ねた結果、適当であると認められますので、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について留意されるよう意見を付します。

記

- 1 生活に大きな変革をもたらした感染症拡大などにより、先行きが不透明な中でも、本計画に基づき歩みを止めることなく施策を推進するとともに、社会の変化に対応可能な柔軟なまちづくりを進めること。
- 2 職員一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、それぞれの取組内容について、現状の把握に努めながら各分野において施策を推進するとともに、分野を超えた連携を強化し、総合行政を進めること。
- 3 人口減少・財政難という局面を迎える中で、近隣市町との連携を強め、広域行政による効率的・効果的な行政の推進に努めること。
- 4 本計画の趣旨や内容を広く周知し、まちづくりの方向性について市民の理解を得るとともに、市民と行政による協働を推進すること。
- 5 本会議の審議過程において議論された個別具体の取組に対する意見や提案等を考慮し、各種施策の推進に努めること。

（4）市民参画（政策意見提出制度（パブリックコメント））

- ① 対象 第3次伊勢市総合計画中期基本計画（案）
- ② 意見提出の対象者 伊勢市内に在住、通勤又は通学されている人など
- ③ 意見募集の期間 令和4年2月22日（火）～令和4年3月22日（火）
- ④ 意見募集の結果 意見数10件（意見人数6人）

資料 3 関係例規

○伊勢市総合計画条例

平成 29 年 3 月 31 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 市は、総合計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第 4 条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定は、基本計画において定める施策の基本的な方針について準用する。

(公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画の進行管理)

第 7 条 市長は、毎年、総合計画の進捗状況について評価するとともに、その結果を公表するものとする。

(伊勢市総合計画審議会)

第 8 条 総合計画に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(伊勢市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 伊勢市総合計画審議会条例(平成 26 年伊勢市条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(令和元年 7 月 3 日条例第 12 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢市総合計画審議会規則

平成 28 年 7 月 27 日

規則第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市総合計画条例(平成 29 年伊勢市条例第 8 号)第 9 条の規定に基づき、伊勢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第3次伊勢市総合計画 中期基本計画

令和4年7月

発行：伊勢市

編集：伊勢市情報戦略局企画調整課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1-7-29

TEL 0596-21-5548

FAX 0596-21-5522

E-mail kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp



市の花

ジングウツツジ

特徴

神宮林内の^{かみじやま}神路山、^{しまじやま}島路山で発見され、その名が付けられました。伊勢志摩地域、静岡県浜松市、愛知県東部に生育しています。



市の木

オヤネザクラ

特徴

昭和61年7月3日に、市の天然記念物に指定。国指定史跡・^{とよみやぎ}旧豊宮崎文庫に所在しています。昭和3年にヤマザクラの新種として発表されました。



市の鳥

イソヒヨドリ

特徴

大きさは25cm程度で、美しい声で鳴きます。オスとメスでは羽の色が異なります。磯や海岸部を生息地としていましたが、最近では、市街地などにもその生息域を広げてきています。